

第3次

さつま町教育振興基本計画

さつま町教育大綱



令和7年3月

さつま町教育委員会

はじめに

国は、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定し、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請をとりいれていく「不易流行」の考え方を基調とし、令和22年（2040年）以降の社会を見据えた教育施策の在り方を示しました。

本県でも、社会情勢の変化に対応するとともに、かごしま未来創造ビジョン（改訂版）や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえながら、令和6年度からの第4期「鹿児島県教育振興基本計画」が策定されたところです。

このような中、本町においては、確かな学力の定着、いじめ・不登校対策、特別支援教育の充実、学校における働き方改革、教職員の確保と資質向上、AI、IoTなどの技術革新に対応した教育、家計における教育費負担の軽減など、取り組むべき課題が多くあります。

さつま町教育委員会では、本町の教育行政の最も基本的な考え方を示した「さつま町教育大綱」の基本理念である“さつまの挑戦 未来を拓く 人づくり”の実現に向けた取組を、引き続き5年間（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））で計画的に推進するため、新たに「第3次さつま町教育振興基本計画」を策定しました。

今後、本計画に定めた施策に着実に取組、本町の教育のさらなる飛躍、発展のため、学校、家庭、地域、町民の皆様とともに取り組んでいくことが何よりも重要であると考えております。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見及びご審議をいただきました多くの皆様や「さつま町教育振興基本計画検討委員会」委員の皆様、ご協力をいただきました関係者の方々に感謝を申し上げますとともに、町民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

さつま町教育委員会



目 次

1 教育振興基本計画の策定にあたって	1
(1) 教育振興基本計画策定の背景	1
(2) さつま町教育振興基本計画の策定状況	1
(3) 第3次さつま町教育振興基本計画策定の意義	2
2 さつま町教育振興基本計画	3
(1) 第3次さつま町教育振興基本計画の構成	3
(2) 各種計画との整合と位置付け	3
(3) 計画期間	3
3 教育を取り巻く時代の潮流	4
(1) 国の動向	4
(2) 教育をめぐる社会の状況	6
(3) 今日の教育課題に関わる児童生徒の実態	8
4 本町の教育行政を取り巻く状況	9
5 教育行政における現状と課題	24
◇ さつま町教育大綱	44
◇ 第3次さつま町教育振興基本計画	48
～ウェルビーイングの向上を目指して～	
○ 教育基本施策と教育基本項目、教育基本施策の方向性	50
教育基本施策 1 子どもと親が安心して暮らせる幼児教育の充実	50
基本項目 I 子育て環境の充実	
基本項目 II 保護者の経済的負担軽減	
基本項目 III きめ細やかな子育て支援	
教育基本施策 2 まちのみんなで子育てを応援する教育環境の充実	52
基本項目 I 子育てを支援する地域づくり	
基本項目 II 子どもが健やかに成長する環境の整備	
教育基本施策 3 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実	54
基本項目 I 幼児教育の充実	
基本項目 II 教育行政の推進	
基本項目 III 学校教育の充実	
基本項目 IV 地域の教育資源を生かした教育活動の推進	
基本項目 V 薩摩中央高等学校との連携	
基本項目 VI 学校給食の充実	
教育基本施策 4 未来につなぐ生涯学習の推進	66
基本項目 I 家庭教育の推進	
基本項目 II 青少年の健全育成	
基本項目 III 生涯学習の推進	
教育基本施策 5 生涯を通じていきいきと元気で楽しめるスポーツの振興	71
基本項目 I スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進	
基本項目 II 競技力の向上と団体等の育成・支援	
基本項目 III スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進	
基本項目 IV 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進	
教育基本施策 6 歴史と文化の薫る「さつま学」の推進と郷土愛の醸成	75
基本項目 I 芸術文化の創造と郷土文化の継承	
○ 計画の進行管理	78
○ 資 料	79

1 教育振興基本計画の策定にあたって

(1) 教育振興基本計画策定の背景

我が国では、社会の課題として少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の問題、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化など、継続的に掲げられてきています。また、AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0※時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものが劇的に変わる状況が生じつつあります。

※Society5.0（ソサエティゴーテンゼロ）

我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会のこと。

国は、社会情勢の変化や子どもたちを取り巻く教育環境の変化を踏まえ、平成18年12月、60年ぶりに「教育基本法」の全面改正を行い、平成20年7月に政府として、はじめて“教育の姿”を明らかにした「**第1期教育振興基本計画**」を策定しました。

改正教育基本法には「地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、それぞれの地域の実情に応じて当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定され、本県においては、平成21年2月に「**第1期鹿児島県教育振興基本計画**」が策定されました。

さらに、平成27年4月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する**総合的な施策の大綱**を定めるものとする。」ことなどを規定した教育行政に関する抜本的な改革が行われました。

(2) さつま町教育振興基本計画の策定状況

教育委員会では、改正教育基本法に基づき、平成22年3月、さつま町における10年間の“教育の姿”を明らかにした「**さつま町教育振興基本計画**」を策定し、併せて、平成26年度までの前期5年間における具体的な施策等を掲げ、教育行政の推進に努めてきました。

平成27年3月には、前期5年間の具体的な施策等の課題を検証、整理するとともに、国・県における「**第2期教育振興基本計画**」を参酌しながら、平成31年度までの後期5年間における「**さつま町教育振興基本計画（後期）**」を策定し、本町の教育行政を推進してきました。

さらに、教育行政の組織、運営に係る抜本的な改革が進められる中、平成27年4月、県内ではじめて「さつま町総合教育会議」を開催し、「さつま町教育振興基本計画（後期）」を「さつま町教育大綱」として位置付け、町長と教育委員会が連携して、より効果的に教育行政を推進する総合的な施策を展開し、まちづくりと教育施策が一体となった取組を展開してきました。

令和2年3月には、令和2年度から令和11年度までの新たな10年間の「さつま町教育大綱」と、その前半の5年間（令和2～6年度）の「第2次さつま町教育振興基本計画」を策定し、現在に至っています。

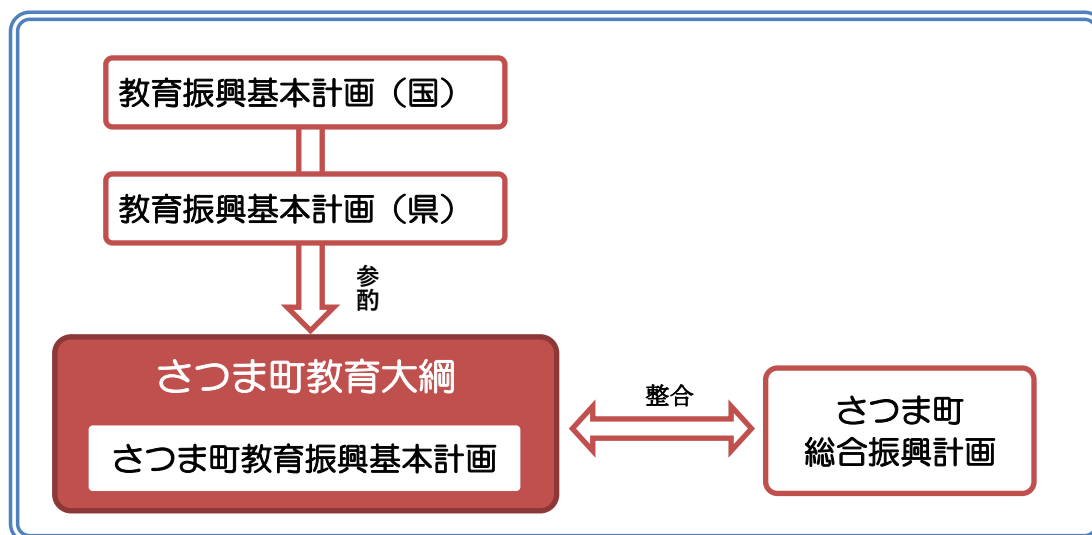
(3) 第3次さつま町教育振興基本計画策定の意義

教育政策を推進するにあたっては、法令を遵守するとともに、国・県の教育振興基本計画に基づき、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持、向上を推進していく必要があります。

さらに、本町における人口減少・少子高齢化の進行など、教育分野に及ぼす影響や地域の実情、多様化する住民ニーズに応じた計画的な施策を展開していくことが重要です。

未来を拓く子どもたちのよりよい教育環境を充実させるため、本町の将来における“教育の姿”や教育政策を総合的に明らかにするため、引き続き、「第3次さつま町教育振興基本計画」を策定します。

教育振興基本計画の体系図（位置づけ）



2 さつま町の教育振興基本計画

(1) 第3次さつま町教育振興基本計画の構成

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「教育大綱」という。）と、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育振興基本計画」の2つで構成します。

このため、“さつま町教育大綱”では、本町の教育分野における『基本理念や教育の基本目標、教育基本方針』などを“第3次さつま町教育振興基本計画”では、教育大綱に基づく『教育基本施策や教育基本項目』など、それぞれを定めることとします。

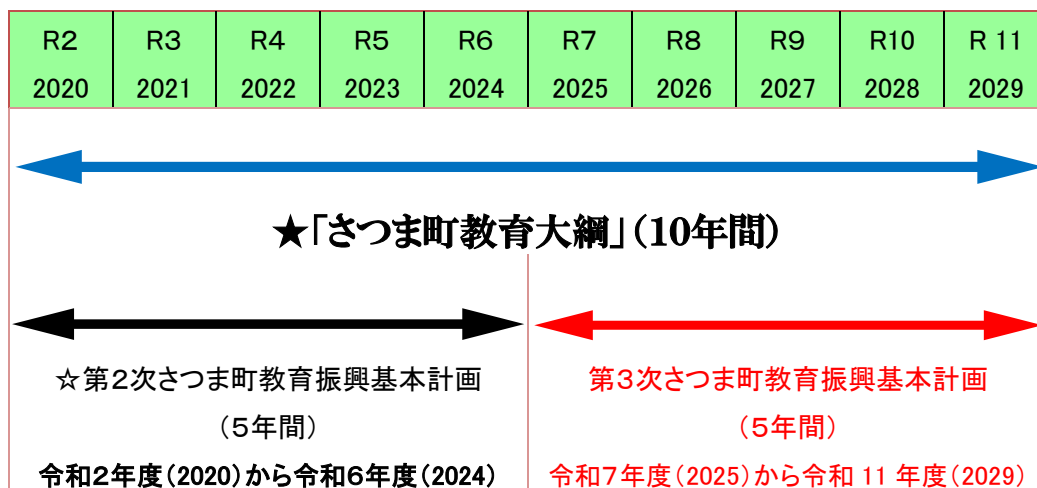
(2) 各種計画との整合と位置付け

国の第4期教育振興基本計画（計画期間5年：2023～2027）及び鹿児島県教育振興基本計画（計画期間5年：2024～2028）を参酌します。

また、「さつま町総合振興計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図るとともに、教育委員会の所管事務を対象とし、教育に関する諸計画との整合を図ります。

さらに、「さつま町教育大綱」及び「第3次さつま町教育振興基本計画」は、本町の教育分野における最上位の計画として位置付けます。

(3) 計画期間



3 教育を取り巻く時代の潮流

(1) 国の動向

教育基本法の改正

戦後60年間、日本の教育の指針となってきた「教育基本法」が平成18年12月に改正され、「人格の完成」や「個人の尊重」などの普遍的な教育の目的は大切にしつつ、新たな教育の目標及び理念が明示されました。

さらに、教育行政における国と地方公共団体の役割分担や教育振興基本計画の策定等についても規定されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月に施行されました。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者「新教育長」を置くことや首長と教育委員会で構成される「総合教育会議」を設置すること、さらに「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることなどが規定されました。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定

少子化が進行する中、児童生徒のより良い教育環境を整備するため、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が策定されました。

手引では、子どもたちは集団の中で切磋琢磨しながらの学習や社会性を高める学校の特質を確保するため、学校は一定規模以上を確保することが望ましいことや、地方公共団体の実情に応じた活力ある学校づくりの推進、地域コミュニティの核としての学校の活用など、学校教育の工夫などが盛り込まれました。

学校規模の分類

	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	5学級以下	6～11学級	12～18学級	19～30学級	31学級以上
中学校	2学級以下	3～11学級			

学校教育法の一部改正

学校教育制度の多様化・弾力化を推進するため、学校教育法の一部を改正する法律が平成27年6月に施行され、現行の小学校及び中学校に加え、小学校課程から中学校課程まで学校教育を一貫して行う学校として、地方公共団体の裁量により「小中一貫教育」を実施することができるようになりました。

公職選挙法等の一部改正

少子高齢化の進行に伴い、有権者全体に占める高齢層の割合が年々増加しており、若者の声をこれまで以上に政治に反映させるため、平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、年齢満18歳以上満20歳未満の者が選挙に参加することができることとなりました。

成人年齢の引き下げ

令和2年（2020年）には、18歳を迎えた者が成人と認められ、高校生であっても自分の意思で契約できるなど成人としての行為が可能となりました。そのため、高校生を含む若年者が消費者トラブルや悪質商法の被害に巻き込まれないために必要な考え方を身に付ける消費者教育などが重要になります。

学習指導要領の改訂

「学習指導要領」とは、全国どここの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。

学習指導要領の改訂にあたっては、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが示されました。

学校で学んだことが、子どもたちの「生きる力」となって、明日に、そして、その先の人生につながってほしい。これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。そして、新しい時代の明るい未来をともに創っていききたい。令和2年度（2020年度）に始まった新しい「学習指導要領」には、そうした願いが込められています。

また、教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること、加えて、「主体的・対話的で深い学び」の充実に向けて、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、習得・探究のバランスを工夫することが大切であることなどが示されました。

＜学習指導要領等の改定のポイント＞

1 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を重視した授業の改善

2 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化

(1) 学校教育の効果を常に検証して改善する。

(2) 教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる。

(3) 地域と連携し、よりよい学校教育を目指す。

※ 三つの力をバランスよく育む教育の推進

(1) 学んだことを人生や社会に生かそうとする力【学びに向かう力、人間性等】

(2) 未知の状況にも対応できる【思考力、判断力、表現力等】

(3) 実際の社会や生活で生きて働く【知識及び技能】

実 施	対 象
平成30年度	幼稚園教育要領
	保育所保育指針
	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
	特別支援学校幼稚園部教育要領
令和2年度	小学校学習指導要領
令和2年度	特別支援学校小学校部学習指導要領
令和3年度	中学校学習指導要領
令和3年度	特別支援学校中学校部学習指導要領
令和4年度	高等学校学習指導要領
令和4年度	特別支援高等学校部学習指導要領

(2) 教育をめぐる社会の状況

人口減少や少子高齢化の進行

少子化の進行に伴い、人口減少及び若年者の割合が低下し、本格的な人口減少社会が到来しています。

このような人口減少や少子高齢化の著しい進行により、コミュニティの崩壊、産業の衰退、文化の消滅などが懸念されることから、地域活力の維持・向上を図るため、各自治体は定住促進や企業誘致などの地方創生の取組を進めています。

このため、教育分野においては、少子高齢化の進行や世帯の細分化に伴い、子どもたちの生活体験や自然体験の減少、人と人とのつながりの希薄化、規範意識や社会性の低下及び家庭の教育力の低下などが憂慮されます。人との関わりを大切にするコミュニケーション能力の育成のほか、保護者及び地域社会との連携・協力がより一層求められています。

グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国境を越えた地域間・企業間の競争は一層激化することが懸念され、人材の流動化、人材獲得競争や、国内生産拠点の海外展開などに伴う国内産業の構造変化、海外需要の取り込みといった対応が求められるようになっていきます。

デジタル化の進展

今後の我が国においては、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による労働力の不足や公共サービスの低下などが懸念されており、ICT、AI、ロボットなどの活用は経済社会水準維持のためにも不可欠になっていきます。

今の子どもたちが活躍する頃の社会では、AIやロボット、IoTなどをはじめとする情報技術は生活の中で当たり前のものとして存在していると考えられ、これらの情報技術を手段として効果的に活用していくことの重要性が一層高まっていくこととなります。

一方で、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が急速に普及し、その利用も低年齢化する中、これらを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せずに犯罪に加担したりしてしまうなど、子供の安全が脅かされる事態も生じています。

あらゆる世代において、情報活用能力（情報リテラシー）を身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。

価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。こうした価値観の多様化や高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフスタイルも多様化しています。

また、戦後の急速な高度経済成長を遂げる中で、世代間の価値観の差の拡大や、核家族化の進行、人々の移動性・流動性の高まりなどを背景に、家族・親族、地域、勤め先といった関係性が希薄化し、社会的孤立をはじめとした様々な社会問題として指摘されています。

地方創生

人口減少及び少子高齢化社会が急速に進行する中、国は、地方公共団体に人口減少対策の地方版総合戦略の策定を要請し、各地で地方創生の取組が展開されています。

人口減少が続く中、持続可能な地域社会を形成するには、住民自らが主体的に行動し、主権者として自治を担うなど、まちづくりに積極的に関わることが重要です。

このため、教育分野においては、主権者教育をはじめとして、地域社会が一体となって子どもたちの豊かな成長を支えたり、地域活動や多様な文化活動への参加を促進したりすることが重要となっています。

子供の貧困など社会経済的課題

我が国の「子どもの貧困率」は、令和3年は11.5%（9人に1人：厚生労働省調べ）となっています。子供の貧困は、相対的貧困率について改善が見られるものの、引き続き大きな課題となっています。

専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は約8割となっている中で、家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴など）と子供の学力や4年制大学への進学率には相関関係が見られることを指摘する研究もあります。

また、県が令和5年度に実施した「かごしま子ども調査」では、「経済的理由により子どもの学習意欲に恵まれなかったことがある」、「子どもの進路に不安を抱いたことがある」といった割合が、低所得世帯ほど高い結果となっています。

子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、令和12年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。

SDGsの推進

持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において全会一致で採択された、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標です。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本町では、令和4年9月、将来にわたり町民の方々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域活性化の実現を目指し、行政、町民、企業、団体、学校など、本町に関わる全ての人々が一体となってSDGsを推進していくため、「希望輝く さつま町SDGs推進宣言」を宣言しました。

将来の予測が困難（VUCA）な時代

新型コロナウイルス感染症の拡大や、ロシアのウクライナ侵攻、相次ぐ自然災害の発生など、現代は予測困難（VUCA※）な時代と言われています。子どもたちが未来を切り拓いて、持続可能な社会の担い手として育てていくためには、子どもたちが主体的に考え、判断し、課題にアプローチしていく能力がより一層求められます。

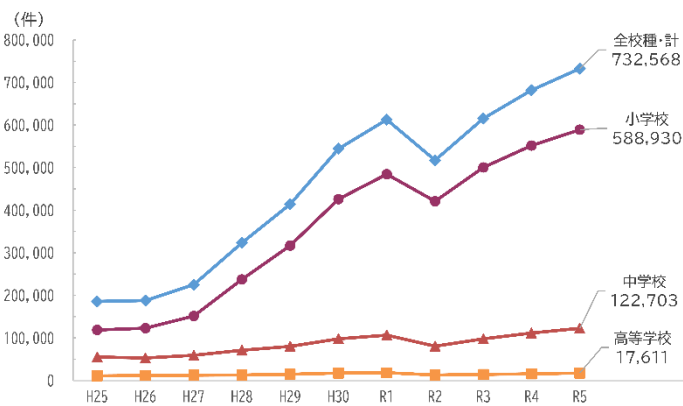
※VUCA：Volatility：変動性、Uncertainty：不確実性、Complexity：複雑性、Ambiguity：曖昧性

現代は将来の予測が困難な時代と言われており、上記4語の頭文字をとってVUCA（ブカ）と表現されている。

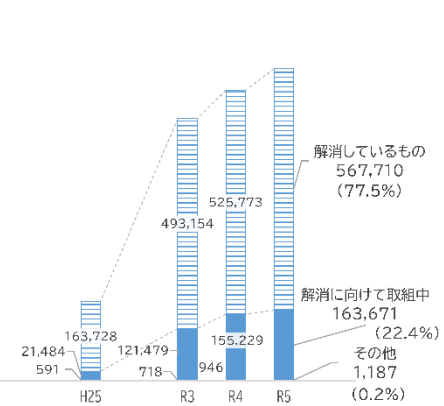
(3) 今日の教育課題に関わる児童生徒の実態

資料：文部科学省 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

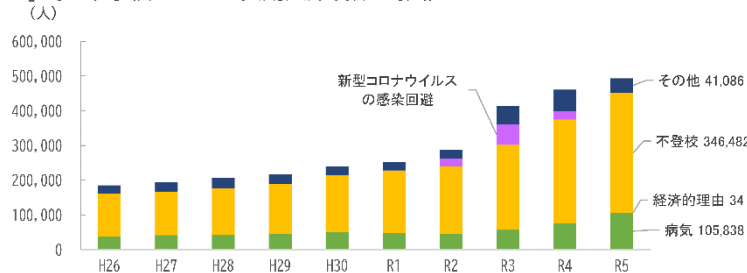
いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



小・中学校における長期欠席者数の推移

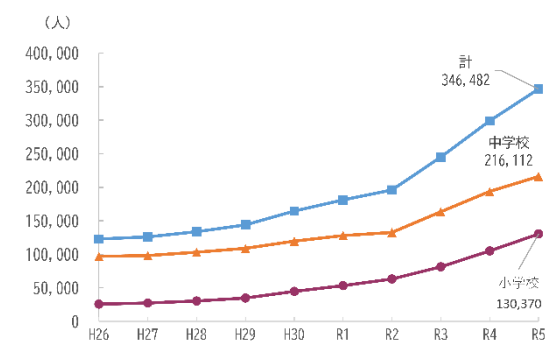


※ 令和元年度調査まで、及び令和5年度調査は、年度間に30日以上欠席した児童生徒について調査。

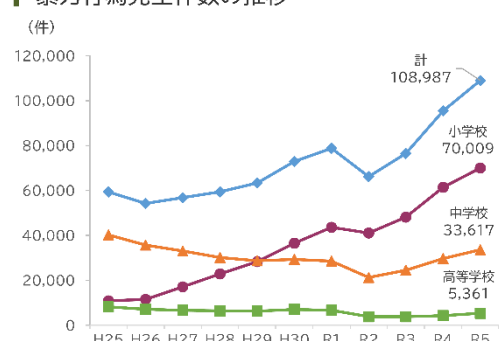
※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

不登校児童生徒数の推移



暴力行為発生件数の推移



4 本町の教育行政を取り巻く状況

(1) 本町の人口・世帯数の推移

本町の人口は、令和2年の国勢調査時点で20,243人となっており、平成2年から30年間で、10,041人減少しています。

また、昭和55年から昭和60年にかけて、老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回り、早い段階で少子高齢化の進展が始まりました。

世帯数も減少傾向にあり、令和2年の国勢調査時点で9,231世帯となっており、30年間で、784世帯減少しています。

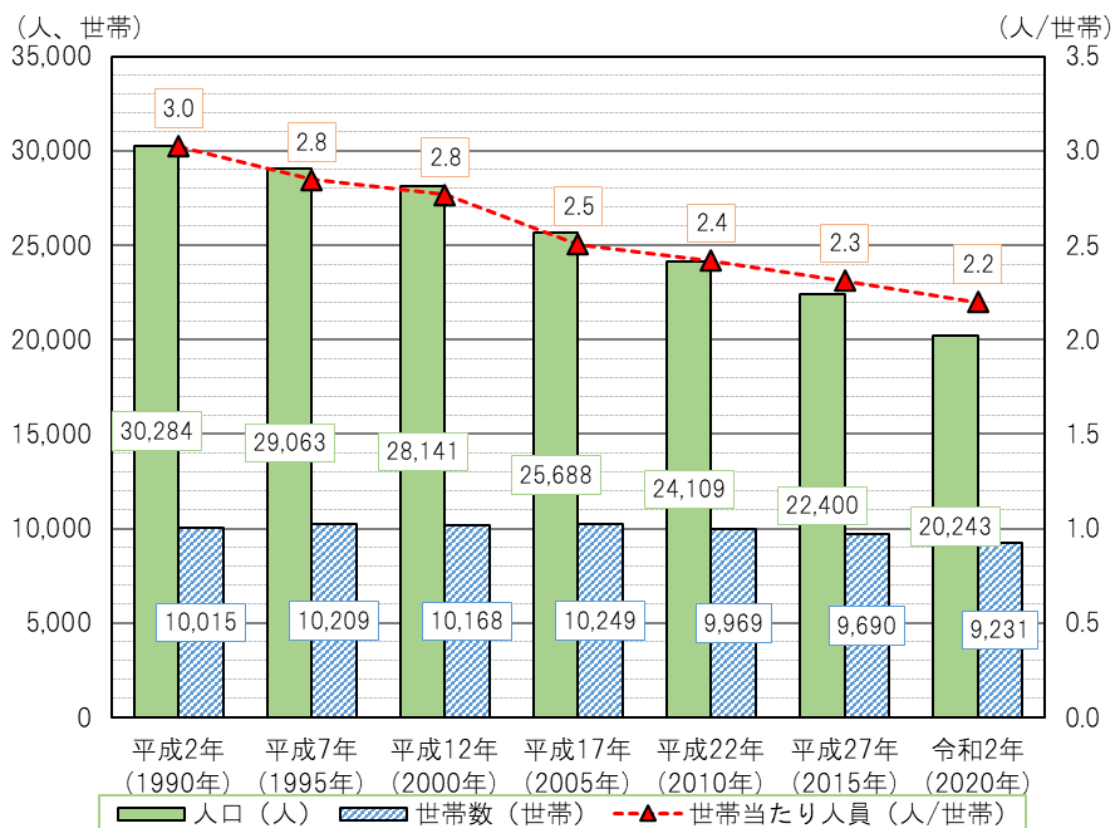
世帯当たり人員も、年々少なくなっており、令和2年の国勢調査では、1世帯当たり2.2人となっています。

人口及び世帯数の推移

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
人口（人）	30,284	29,063	28,141	25,688	24,109	22,400	20,243
世帯数（世帯）	10,015	10,209	10,168	10,249	9,969	9,690	9,231
世帯当たり人員 （人/世帯）	3.0	2.8	2.8	2.5	2.4	2.3	2.2

資料：国勢調査

人口及び世帯数の推移



(2) 年齢別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満人口は平成2年の5,000人から令和2年には2,199人へと減少し、人口に占める比率も1割程度となっています。

一方、65歳以上人口は、平成2年の6,820人から令和2年には8,457人と4割強の人口比率となっています。

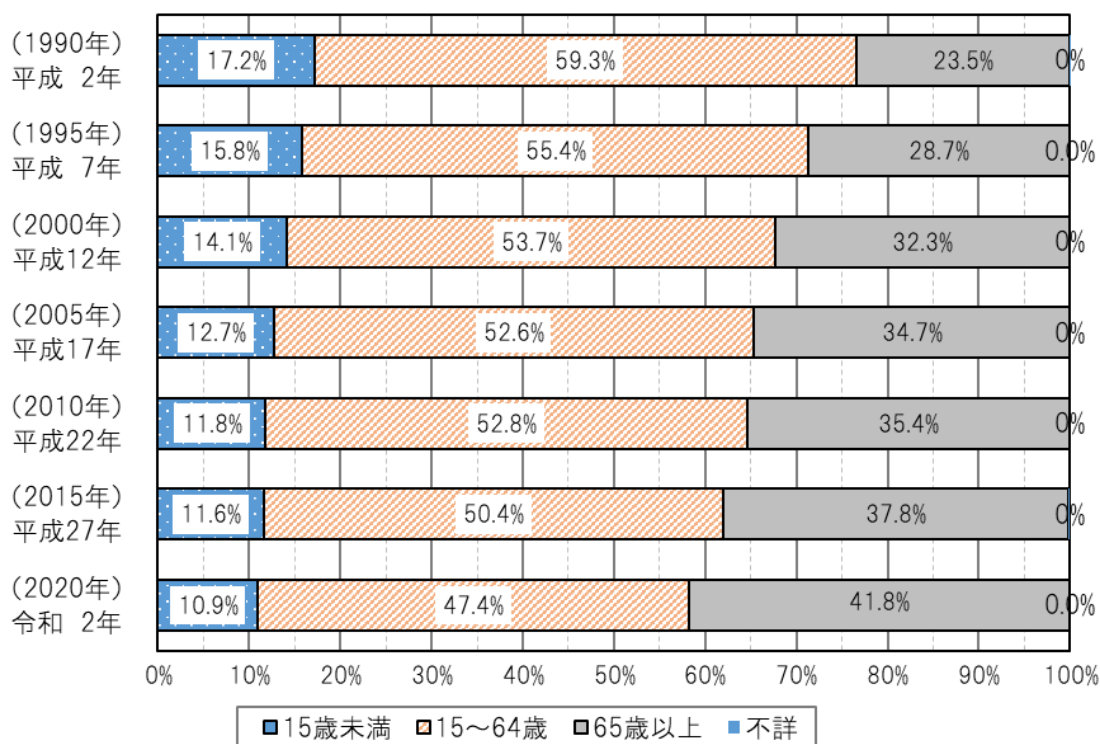
年齢別人口割合の推移をみると、65歳以上人口の割合は年々増加し、昭和60年時点で15歳未満人口比を上回っており、早い段階で少子高齢化が進展してきました。

年齢別人口の推移

調査年	人口（人）				
	総人口	15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳
平成 2年（1990年）	29,063	5,000	17,239	6,820	4
平成 7年（1995年）	28,141	4,455	15,598	8,088	0
平成12年（2000年）	27,331	3,846	14,666	8,819	0
平成17年（2005年）	25,688	3,253	13,509	8,926	0
平成22年（2010年）	24,109	2,848	12,737	8,524	0
平成27年（2015年）	22,400	2,592	11,300	8,472	36
令和 2年（2020年）	20,243	2,199	9,587	8,457	0

資料：国勢調査

年齢別人口の推移



(3) 将来人口

本町の将来の戦略人口と小・中学生数について、令和2年3月に改訂された「第2期さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、以下のようになっています。

目指すべき将来の方向

・将来人口推計

社人研※準拠推計では、本町の将来人口は2060年に8,758人と推計されています。しかし、以下の前提条件(人口減少抑制に向けた取組実施)においては

2060年:10,046人と1.0万人超を維持

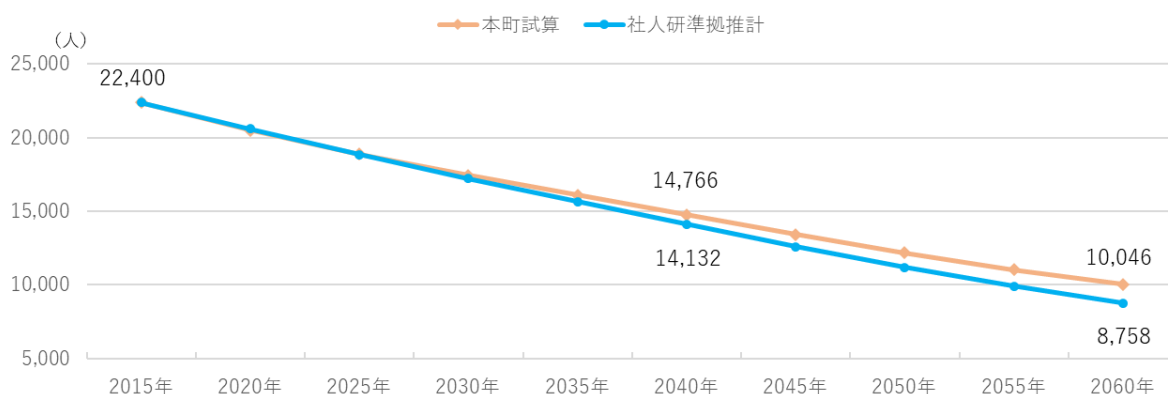
する結果となっています。

前提条件

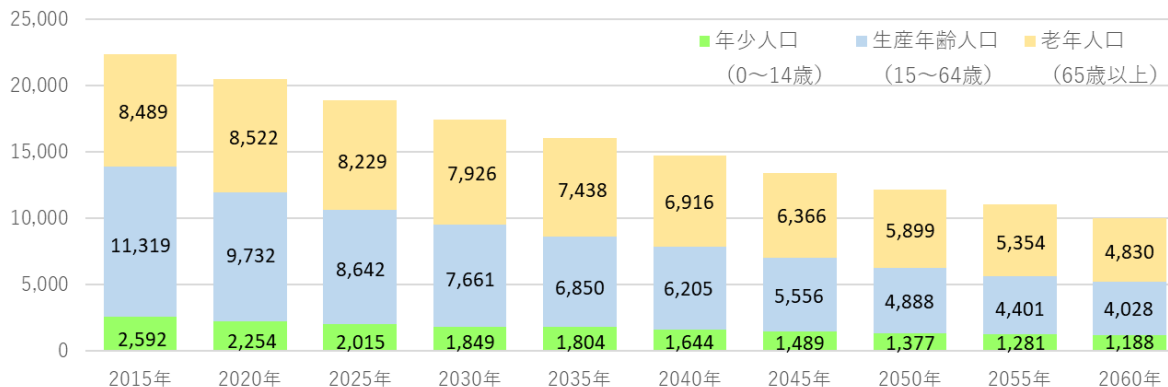
※社人研準拠推計をベースに、以下の条件を設定

- 合計特殊出生率向上 ①2017年:1.52から※2025年:1.89へ引き上げ
※ 出生数:2015年比+5人/年
その後、2040年:2.1へ段階的に引き上げ、以降は2.1で一定
- 移住者受け入れ ②「25～39歳」の世帯が、毎年「2018年比+5世帯」町内へ移住
世帯の子どもが1人
- 人口流出抑制 ③「60～64歳」の世帯が、毎年「2018年比+3世帯」町内へ移住
子どもは移住しない
- ④高校卒業時の地元就職者数が、毎年「2018年比+5人」に増加

将来人口推計



年齢3区分別人口・割合推移



※ 社人研:国立社会保障・人口問題研究所

【社人研推計】
2060年 8,758人

<幼児（0～4歳）>

2015年	2040年	2060年
780	388	240
2015年比	▲ 392	▲ 540

<子ども（15歳未満）>

2015年	2040年	2060年
2,592	1,403	825
2015年比	▲ 1,189	▲ 1,767

<若年層（20～24歳）>

2015年	2040年	2060年
647	338	192
2015年比	▲ 309	▲ 455

<子育て世代（25～39歳）>

2015年	2040年	2060年
2,801	1,240	789
2015年比	▲ 1,561	▲ 2,012

<熟年層（60～64歳）>

2015年	2040年	2060年
1,967	1,041	498
2015年比	▲ 926	▲ 1,469

【前提条件（①～④）】

合計特殊出生率の向上

- ①現状：1.78 から
2025年：1.89 へ
以降、2040年：2.1 へ
段階的に引き上げ。

移住者受入

- ②「25～39歳」の世帯が
毎年「2018年比+5世帯」移住 ※世帯に子ども1人

人口流出抑制

- ④高校卒業時の
地元就職者数が
毎年「2018年比 +5人」

移住者受入

- ③「60～64歳」の世帯が
毎年「2018年比+3世帯」移住

【本町試算】
2060年 10,046人

<幼児（0～4歳）>

2015年	2040年	2060年
780	476	355
2015年比	▲ 304	▲ 425

<子ども（15歳未満）>

2015年	2040年	2060年
2,592	1,644	1,188
2015年比	▲ 948	▲ 1,404

<若年層（20～24歳）>

2015年	2040年	2060年
647	315	269
2015年比	▲ 332	▲ 378

<子育て世代（25～39歳）>

2015年	2040年	2060年
2,801	1,411	1,063
2015年比	▲ 1,390	▲ 1,738

<熟年層（60～64歳）>

2015年	2040年	2060年
1,967	1,041	545
2015年比	▲ 926	▲ 1,422

(4) 校区別人口・世帯数の推移

本町の校区別に平成 17 年から令和 6 年までの 19 年間の人口の推移をみると、すべての校区で減少しています。

また、令和 6 年と令和 2 年の 4 年間で最も人口が減少したところは盈進小学校区で 604 人となっています。

世帯数は、令和 2 年時点では増加している校区もありましたが、現在は全校区で減少傾向にあります。

校区別人口、世帯数の推移

単位：人、世帯

小学校名		区分	H17年 2005年	H22年 2010年	H27年 2015年	R2年 2020年	R6年現在 再編後小学校 2024年	R6年 2024年	増 減
1	山崎小学校	人口	2,555	2,317	2,170	1,786	1	山崎小学校	1,667 ▲ 119
		世帯	1,060	1,047	1,040	946			920 ▲ 26
2	盈進小学校	人口	9,705	9,280	8,904	8,342	2	盈進小学校	7,738 ▲ 604
		世帯	4,122	4,193	4,159	4,202			4,067 ▲ 135
3	平川小学校	人口	894	821	757	666			584 ▲ 82
		世帯	342	357	337	317			297 ▲ 20
4	白男川小学校	人口	500	436	399	348			333 ▲ 15
		世帯	194	192	190	177			172 ▲ 5
5	泊野小学校	人口	330	282	234	197			154 ▲ 43
		世帯	151	137	118	107			92 ▲ 15
6	佐志小学校	人口	1,594	1,555	1,504	1,457	3	佐志小学校	1,347 ▲ 110
		世帯	690	691	696	696			666 ▲ 30
7	流水小学校	人口	1,281	1,164	1,081	1,000	4	鶴田小学校	886 ▲ 114
		世帯	591	566	563	537			493 ▲ 44
8	鶴田小学校	人口	2,436	2,312	2,096	1,813			1,589 ▲ 224
		世帯	911	922	904	856	5	柏原小学校	784 ▲ 72
9	柊野小学校	人口	282	246	201	155			124 ▲ 31
		世帯	112	114	100	87			74 ▲ 13
10	柏原小学校	人口	1,618	1,554	1,466	1,391			1,294 ▲ 97
		世帯	590	615	632	630			616 ▲ 14
11	紫尾小学校	人口	789	718	650	577			526 ▲ 51
		世帯	321	326	319	301			283 ▲ 18
12	求名小学校	人口	1,934	1,740	1,576	1,378	6	薩摩小学校	1,139 ▲ 239
		世帯	787	781	792	747			652 ▲ 95
13	永野小学校	人口	1,272	1,100	944	791			687 ▲ 104
		世帯	556	516	481	429			404 ▲ 25
14	中津川小学校	人口	1,232	1,138	1,001	900			800 ▲ 100
		世帯	460	456	441	424			401 ▲ 23
合 計		人口	26,422	24,663	22,983	20,801	合 計	18,868	▲ 1,933
		世帯	10,887	10,913	10,772	10,456		9,921	▲ 535

教育総務課調べ

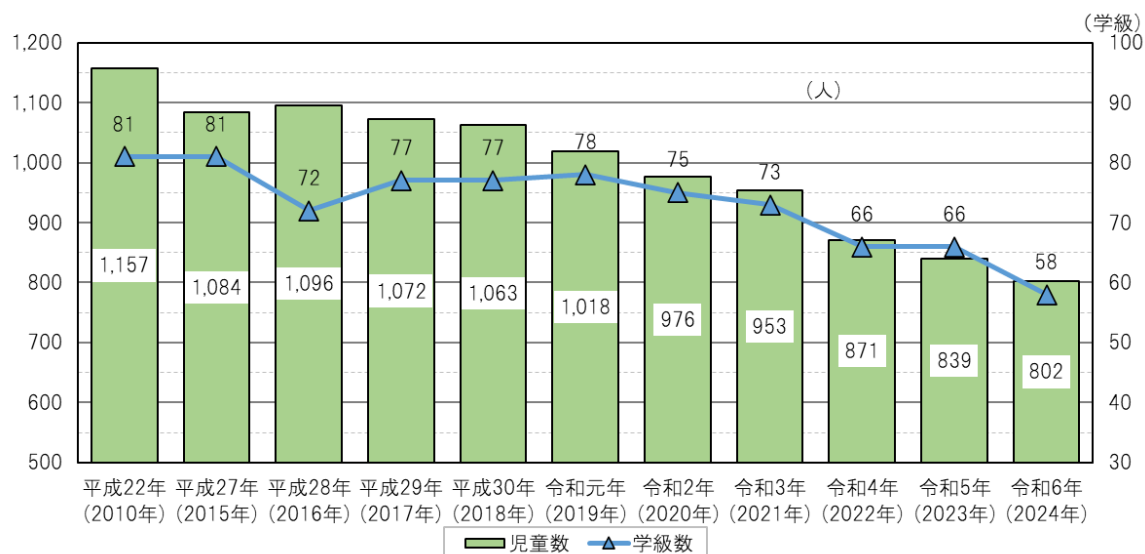
(5) 小学校児童数及び学級数の推移

町内の児童数は減少傾向にあり、令和6年度は児童数802人となっています。平成22年度と比較すると、児童数は30.7%の減少となっています。平成28年度から学校再編計画により再編が行われ、学級数は減少となっています。

児童数・学級数の推移

(単位：人、学級)

(単位：人、学級)																					
学校名	区分	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)									
山崎小	児童数	113	82	82	75	67	61	56	48	46	43	43									
	学級数	7	8	8	8	8	8	8	7	6	6	6									
盈進小	児童数	529	503	553	546	557	539	523	513	479	460	441									
	学級数	20	19	23	25	26	26	25	23	21	23	21									
白男川小	児童数	26	21	平成28年度(2016年度) より盈進小と再編																	
泊野小	学級数	3	3																		
	児童数	12	9																		
学級数	3	3																			
平川小	児童数	30	33	平成28年度(2016年度) より盈進小と再編																	
	学級数	4	4																		
佐志小	児童数	71	84										87	78	73	74	79	75	66	79	80
	学級数	6	6										7	7	7	7	7	8	8	8	8
鶴田小	児童数	111	102	117	118	121	110	95	94	111	105	94									
	学級数	7	6	7	8	8	8	8	8	9	8	8									
流水小	児童数	29	36	37	38	35	37	38	36	令和4年度(2022年度) より鶴田小と再編											
	学級数	4	4	4	5	5	5	5	6												
柏原小	児童数	69	63	99	95	93	93	94	101	92	83	82									
	学級数	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8									
柊野小	児童数	10	3	平成28年度(2016年度) より柏原小と再編																	
	学級数	3	1																		
紫尾小	児童数	18	25																		
	学級数	3	4																		
求名小 ※薩摩小	児童数	64	50	51	56	51	49	39	35	28	23	62									
	学級数	7	6	7	7	7	8	6	5	5	5	7									
永野小	児童数	37	35	31	28	27	23	17	14	14	14	令和6年度 (2024年度) より薩摩小 として再編									
	学級数	3	4	3	3	3	3	3	3	4	4										
中津川小	児童数	38	38	39	38	39	32	35	37	35	32										
	学級数	5	6	5	6	5	5	5	5	5	4										
合計	児童数	1,157	1,084	1,096	1,072	1,063	1,018	976	953	871	839	802									
	学級数	81	81	72	77	77	78	75	73	66	66	58									



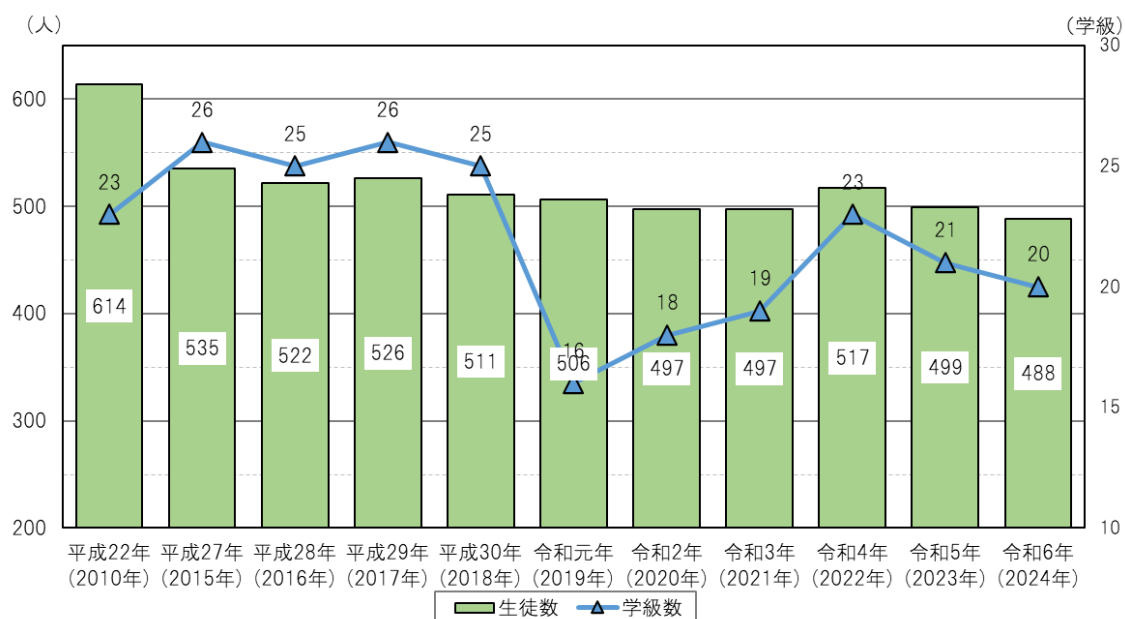
(6) 中学校生徒数・学級数の推移

町内の生徒数は減少傾向にあり、令和6年度は生徒数488人となっています。平成22年度と比較すると、生徒数は20.5%の減少となっています。学級数は、減少や増加を繰り返し、平成31年4月の中学校再編により学級数は減少しましたが、特別支援学級数の増により20学級程度を推移しています。

生徒数・学級数の推移

(単位：人、学級)

学校名	区分	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
宮之城中	生徒数	330	321	322	345	344	506	497	497	517	499	488
	学級数	10	11	11	12	12	16	18	19	23	21	20
山崎中	生徒数	48	54	56	48	27	平成31年度(2019年度) 4校を1校に再編					
	学級数	3	5	5	5	4						
鶴田中	生徒数	151	101	86	83	84						
	学級数	6	5	5	5	5						
薩摩中	生徒数	85	59	58	50	56						
	学級数	4	5	4	4	4						
合計	生徒数	614	535	522	526	511	506	497	497	517	499	488
	学級数	23	26	25	26	25	16	18	19	23	21	20



(7) 学力の状況(学力・学習意欲)

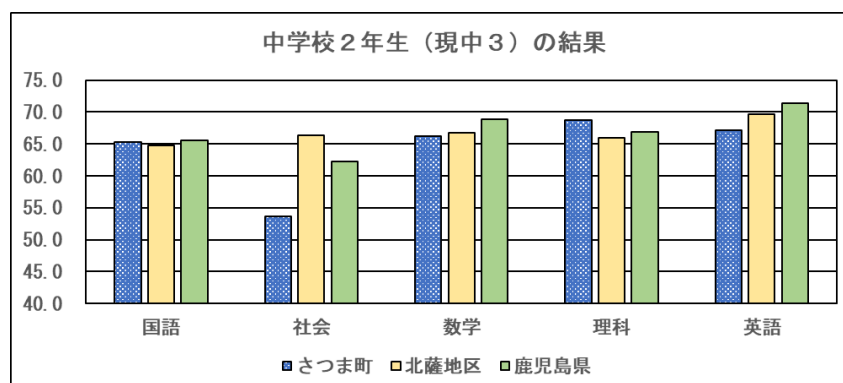
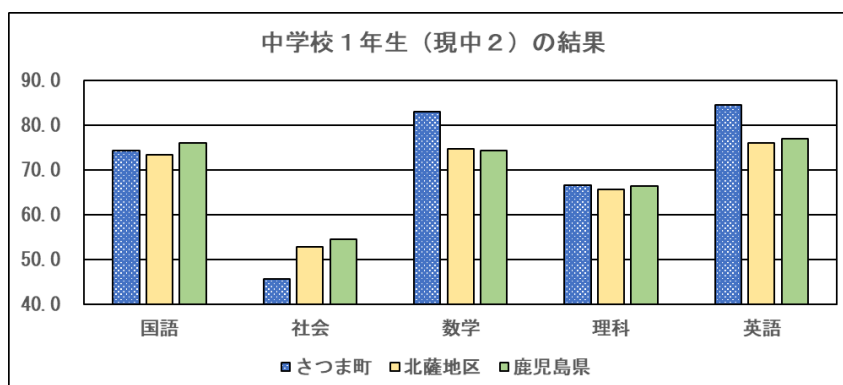
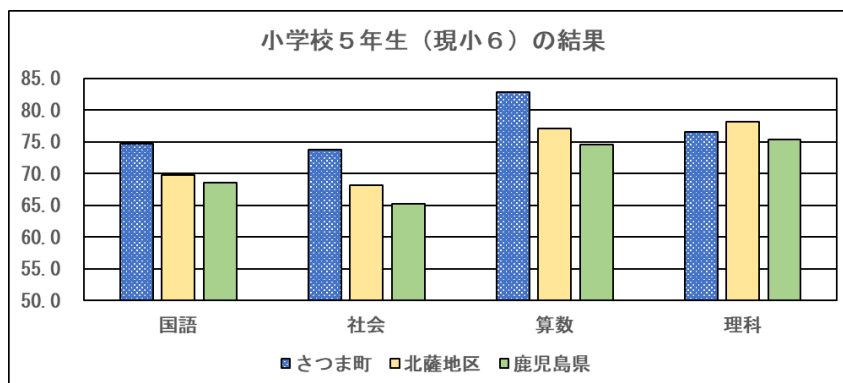
鹿児島県教育委員会が実施している「鹿児島学習定着度調査」による本町の児童生徒の学力の状況を見ると、小学校では、3教科で県や地区の平均正答率※を上回っており、学力の定着について概ね良好な結果となっています。

中学校は、県平均を上回っている教科もありますが、社会科は県平均正答率との差が大きく学習内容のより一層の定着が必要です。

また、県との平均正答率の差を、過去の調査を基に経年比較してみると、年々県平均を上回っていく教科もありますが、全体的にはどちらの学年とも、年々県との差が広がっている傾向にあります。

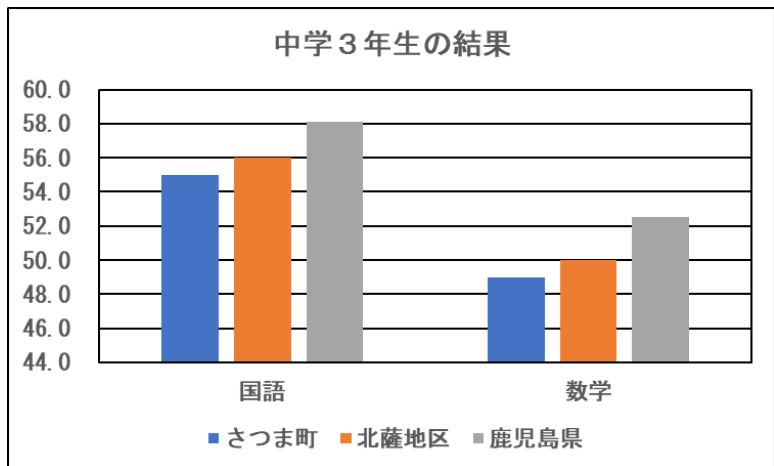
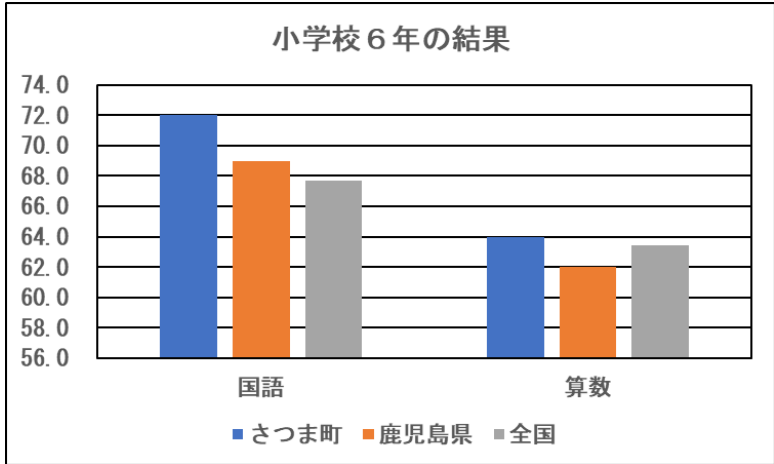
「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業への改善と、思考力・判断力・表現力等を高めるために理解していることやできることを活用して課題を解決する場の充実が求められます。

【鹿児島県学習定着度調査（令和5年度）】正答率による比較



※ 正答率とは例えば100人受験した項目で42人が正答した場合、正答率は、42%になります。

令和6年度全国学力・学習状況調査



(8) 教職員数の推移

本町の小・中学校の職員数は再編により学校数が減少したこともあって同様に減少傾向にあります。平成27年度と比較すると小学校で38.8%減少、中学校では、平成31年4月の中学校再編により教職員数は、42人となっています。

小・中学校の教職員数の推移

小学校 教職員数(単位:人)										
学校名	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
山崎小学校	15	13	14	12	13	12	11	10	10	11
盈進小学校	30	33	36	35	35	36	34	33	33	31
佐志小学校	13	13	14	13	13	13	14	14	14	14
鶴田小学校	12	12	14	14	15	15	15	19	16	15
柏原小学校	13	14	15	13	12	13	13	13	13	13
薩摩小学校	-									14
白男川小学校	8	平成28年度(2016年度) より盈進小と再編								
泊野小学校	5									
平川小学校	9									
柊野小学校	4	平成28年度(2016年度) より柏原小と再編								
紫尾小学校	9									
流水小学校	9	8	10	9	9	9	11	令和4年度(2022年度)より鶴田小と再編		
求名小学校	12	12	13	12	14	11	10	10	10	R6年度 (2024年度) より薩摩小 と再編
永野小学校	10	8	9	8	8	8	8	9	9	
中津川小学校	11	9	11	9	9	9	9	9	8	
合計	160	122	136	125	128	126	125	117	113	98

資料：学校基本調査（毎年5月1日現在）

中学校 教職員数（単位：人）

学校名	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
宮之城中学校	26	26	28	27	36	41	44	48	46	42
山崎中学校	13	12	13	12	令和元年度(2019年度) より宮之城中と再編					
鶴田中学校	15	14	15	14						
薩摩中学校	15	13	14	13						
合計	69	65	70	66	36	41	44	48	46	42

資料：学校基本調査（毎年5月1日現在）

(9) 特別支援教育の推移

平成 19 年度に特別支援教育が法的に整備され 10 年余りが経過し、全国的に特別支援教育の対象となる幼児・児童生徒の数は増加傾向にあります。

本町でも同様の傾向にあることから、特別支援教育支援員の確保とともに、特別支援教育の充実を図っていくことが重要となります。

特別支援学級在籍の児童生徒数の推移

単位：人

区分			R 2 年度 (2020年)	R 3 年度 (2021年)	R 4 年度 (2022年)	R 5 年度 (2023年)	R 6 年度 (2024年)	R 6－R 2 増減
特別支援学級児童生徒数	小学校	知	28	34	34	34	29	1
		情	56	44	42	45	38	△ 18
		肢	1	0	0	0	0	△ 1
		計	85	78	76	79	67	△ 18
	中学校	知	14	17	19	20	16	2
		情	10	16	24	22	22	12
		肢	1	2	1	1	0	△ 1
		計	25	35	44	43	38	13
	計	知	42	51	53	54	45	3
		情	66	60	66	67	60	△ 6
		肢	0	1	1	1	0	0
		計	110	113	120	122	105	△ 5

※知：知的障害特別支援学級 自：自閉症・情緒障害特別支援学級 肢：肢体不自由特別支援学級

通常の学級に在籍している特別な支援が必要な要支援児童生徒数の推移

単位：人

区分	R 2 年度 (2020年)	R 3 年度 (2021年)	R 4 年度 (2022年)	R 5 年度 (2023年)	R 6 年度 (2024年)	R 6－R 2 増減
小学校	102	114	118	105	93	△ 9
中学校	29	45	43	48	56	27
計	131	159	161	153	149	18

特別支援学校児童生徒数の推移

単位：人

区分	R 2 年度 (2020年)	R 3 年度 (2021年)	R 4 年度 (2022年)	R 5 年度 (2023年)	R 6 年度 (2024年)	R 6－R 2 増減
小学校	11	9	12	14	13	2
中学校	8	9	8	7	6	△ 2
計	19	18	20	21	19	0

特別支援教育支援員※の推移

単位：人

区分	R 2 年度 (2020年)	R 3 年度 (2021年)	R 4 年度 (2022年)	R 5 年度 (2023年)	R 6 年度 (2024年)	R 6－R 2 増減
小学校支援員数	15	16	16	16	14	△ 1
中学校支援員数	3	3	3	3	3	0
合 計	18	19	19	19	17	△ 1

※ 特別支援教育支援員は、通常の学級及び特別支援学級の対象児童生徒の支援を行う。

(10) 外国人労働者の増加に対応した学習支援

近年、本町の企業等で働く外国人労働者が増加しており、約500名の外国人が町内に居住しています。外国人労働者の増加に伴い、言葉の壁や生活習慣、お互いの文化を理解し合える学習機会の創設や積極的な交流活動など、町民と触れ合う環境づくりとともに、外国の子どもたちが安心して学べる学習環境の整備、教育の充実に努めていく必要があります。

さつま町在住外国人数（各年10月末現在）

単位：人

国籍	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
ベトナム	315	332	323	313	358	371
フィリピン	35	32	34	38	36	34
インドネシア	1	1	1	4	16	25
ミャンマー			3	2	4	16
ネパール				10	10	12
中国	31	30	24	16	14	9
ブラジル	18	20	17	17	7	6
韓国	1	2	2	3	2	5
ラオス				3	3	2
米国	2	2	3	1	2	1
オーストラリア			1	2	1	1
フランス	1	1	1	1	1	1
インド				1	1	1
チリ					1	1
トリニダード・トバゴ						1
その他	3	3	2	4	1	
合計	407	423	411	415	457	486

(11) 体力・運動能力の状況

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ると、本町の児童生徒の体力・運動能力は、全体的には全国や県とほぼ同等といえますが、上体起こしが小・中学校男女とも全国平均を下回っていることから、筋力や筋持久力を高めていく必要があります。

〔小学校は5年生（現小6）、中学校は2年生（現中3）の結果〕

		握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座体 前屈 (cm)	反復 横跳び (点)	20m シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち 幅跳び (cm)	ソフト(ハンド) ボール投げ (m)
小学校	男子	全国	16.13	19.00	40.60	40.60	46.92	9.48	151.13
		県	16.01	18.18	39.49	39.49	46.83	9.49	149.57
		本町	15.85	17.34	38.77	38.77	46.32	9.59	156.37
	女子	全国	16.01	18.05	38.45	38.73	36.80	9.71	144.29
		県	15.90	17.17	37.79	37.82	37.90	9.70	143.58
		本町	16.65	17.38	41.03	39.47	39.76	9.62	152.34
中学校	男子	全国	29.02	25.82	44.16	51.22	78.07	8.01	197.02
		県	28.30	24.93	42.62	50.36	77.89	8.16	195.15
		本町	28.09	25.40	42.18	48.79	76.44	8.23	200.91
	女子	全国	23.15	21.62	46.27	45.65	50.70	8.95	166.34
		県	22.90	21.24	43.84	45.39	51.89	9.04	166.65
		本町	21.86	20.56	42.36	45.77	49.17	9.06	169.15

資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和5年度）

(12) 健康面、生活面の状況

健康面では、毎日朝食を摂る児童生徒の割合が全国平均より多いですが、毎日摂らない児童生徒も2割に近く、更に食育の充実を図る必要があります。

最近は、テレビを見る時間よりゲームやスマホ等を使用する時間が増加傾向にあります。不規則な生活や体を動かす時間の減少などが懸念されます。

【児童・生徒】朝ごはんは、食べていますか

1	毎朝食べている	82.7%	88.0%
2	週に4～5日食べる	12.6%	6.0%
3	週に2～3日食べる	1.6%	0.0%
4	ほとんど食べない	3.1%	6.0%

【小・中保護者】お子さんは、朝ごはんをどれくらいの頻度で食べていますか

1	毎朝食べている	92.9%
2	週に4～5日食べる	6.1%
3	週に2～3日食べる	0.5%
4	ほとんど食べない	0.5%

【児童・生徒】朝ごはんを食べない理由は何ですか

1	朝は食欲がないから	52.6%	33.3%
2	朝ごはんを作っていないから	5.3%	16.7%
3	時間がないから	31.6%	16.7%
4	家族が食べないから	0.0%	0.0%
5	体重管理のため	10.5%	0.0%
6	その他	0.0%	33.3%

【児童・生徒】放課後や休日に何をしていますか特に当てはまるものを3つ以内で選んでください

1	勉強している	15.0%	10.5%
2	少年団活動や部活動に参加している	15.0%	17.5%
3	家の手伝いをしている	5.7%	3.5%
4	塾(じゅく)や習い事に通っている	6.3%	7.7%
5	友達と遊んでいる	7.1%	9.1%
6	家族と話している	1.9%	0.7%
7	本を読んでいる	4.4%	6.3%
8	テレビを見ている	10.4%	9.1%
9	ゲームをしている	17.7%	12.6%
10	マンガ本を読んでいる	2.5%	4.2%
11	運動や体力づくりをしている(一人で、家族と)	2.2%	1.4%
12	パソコン・携帯電話・メールをしている	3.0%	12.6%
13	家族と買い物に出かける	8.4%	4.9%
14	特になにもしていない	0.5%	0.0%
15	その他	0.0%	0.0%

(13) 学校施設等の状況

本町の人口は、盈進小学校区に集中しており、全人口の46.7%を占めています。また、盈進小学校の児童数は、全体に対する5割を占めています。

宮之城地区には小学校が3校（山崎小校区、盈進小校区、佐志小校区）、中学校が1校、鶴田地区には小学校が2校（鶴田小校区、柏原小校区）、薩摩地区には小学校が1校（薩摩小校区）あります。

地区別の学校施設配置状況

(単位：人、%)

地域			小学校区		
山崎、久富木、二渡	人口	1,667	山崎小	児童数	43
	比率	8.8%		比率	5.4%
宮之城屋地、虎居、時吉、船木、平川、白男川、泊野	人口	8,809	盈進小	児童数	441
	比率	46.7%		比率	55.0%
佐志	人口	1,347	佐志小	児童数	80
	比率	7.1%		比率	10.0%
神子、鶴田、湯田	人口	2,475	鶴田小	児童数	94
	比率	13.1%		比率	11.7%
柏原、紫尾、柊野	人口	1,944	柏原小	児童数	82
	比率	10.3%		比率	10.2%
求名、永野、中津川	人口	2,626	薩摩小	児童数	62
	比率	13.9%		比率	7.7%
合計	人口	18,868	合計	児童数	802
	比率	100.0%		比率	100%

地域人口 資料：さつま町住民基本台帳（基準日 R6.4.30）

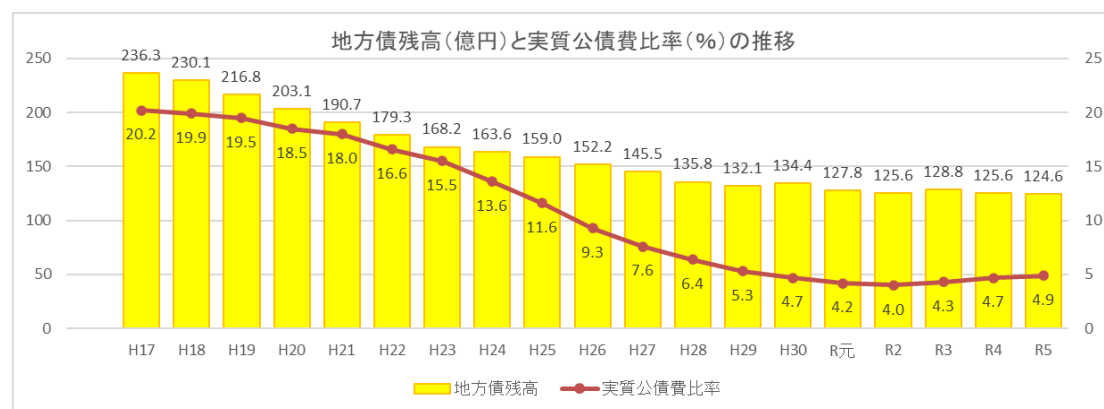
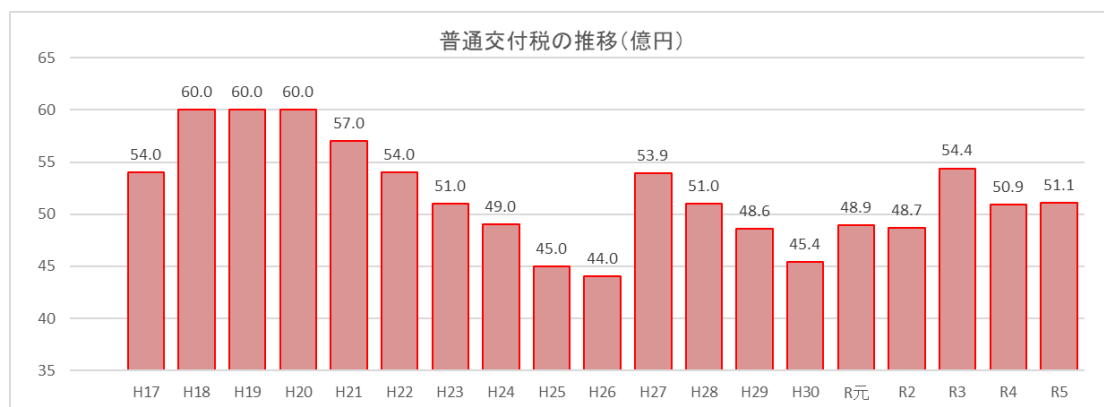
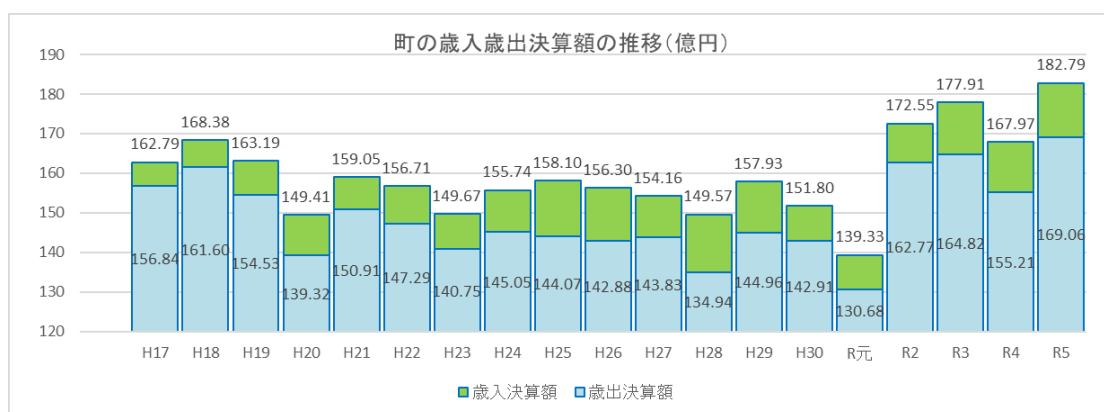
児童数 資料：学校基本調査票（基準日 R6.5.1）

(14) 財政の状況

一般会計におけるここ5年間の歳入・歳出額は、新型コロナウイルス感染症対策や災害復旧事業、物価高騰対策事業等により、それまでより大きい決算額となっており、

歳入における普通交付税※は、合併算定替による加算が合併後 10 年間（H17年度からH26年度まで）は継続され、その後の5年間（H27年度からR元年度まで）で段階的に加算額が縮減されました。

さらに、令和2年度（合併後15年後）からは、合併算定替による普通交付税への加算がなくなっており、今後、普通交付税の縮減や人口減少、少子高齢化等も含め、町ではこれまでに以上に厳しい財政運営となることを見込まれます。



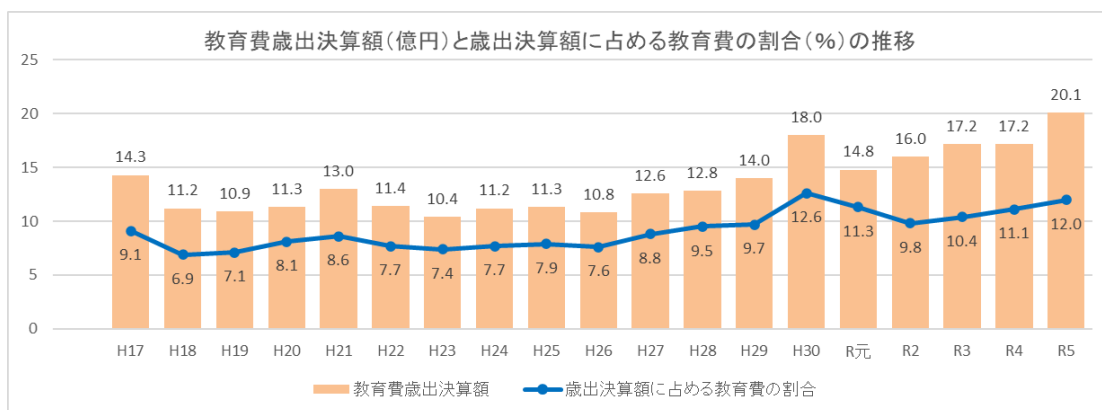
※普通交付税：行政サービスに極端な差が出ないように、財源不足額に見合う額を一定のルールに基づき各自治体ごとに、その年に国から配分される額（財源）

※実質公債費比率：自治体の歳入に対する地方債等の借入金の返済額の割合を指標化したもの。通常、3カ年分の平均値。

(15) 教育費の状況

近年、小・中学校の再編に伴う学校施設整備や老朽化学校施設等の改修により、町の一般会計歳出決算額における教育費が増加しています。

今後においても、長寿命化計画に基づく学校施設改修、情報化社会に対応したネット環境の整備、児童生徒1人1台を目標とした第2期 GIGA スクール構想に伴うタブレットの整備やネットワークの安定稼働など、教育費予算の増加が見込まれており、教育分野における財源の確保がますます必要となることが予想されます。

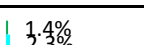
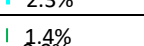


5 教育行政における現状と課題

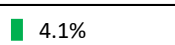
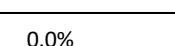
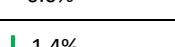
(1) 幼児教育の充実

- ◆ 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が、平成 30 年度から施行され、各幼児教育施設では改訂の趣旨に沿った教育・保育の充実が図られています。

【■ 幼・保等保護者 ■ 幼・保等園長、職員】お子さん（園児）は、幼稚園・保育園を楽しく感じていますか

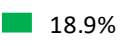
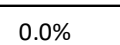
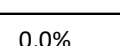
1 大変楽しく感じている		73.0%
2 だいたい楽しく感じている		24.3%
3 あまり楽しく感じていない		1.4%
4 わからない		1.4%

【幼・保等保護者】幼稚園・保育園は、園の情報を家庭や地域の方に提供していると思いますか

1 よく提供している		58.1%
2 ある程度は提供している		36.5%
3 あまり提供していない		4.1%
4 ほとんど提供していない		0.0%
5 わからない		1.4%

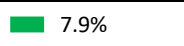
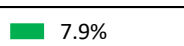
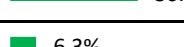
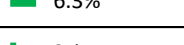
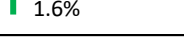
- ◆ 近年、幼児期の教育がその後の生活等へ与える影響に関する研究が進み、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。

【幼・保等保護者】幼稚園・保育園は、お子さんの保育によく取り組んでいると思いますか

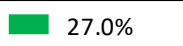
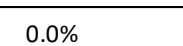
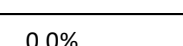
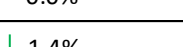
1 よく取り組んでいる		81.1%
2 ある程度は取り組んでいる		18.9%
3 あまり取り組んでいない		0.0%
4 わからない		0.0%

- ◆ 世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されており、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

【幼・保等保護者】家庭での子育てについての悩みはありますか

1 しつけの仕方		46.0%
2 子どもの交友関係		7.9%
3 子どもとの接し方		7.9%
4 子どもの将来のこと		30.2%
5 健康面のこと		6.3%
6 その他		1.6%
7 特になし		0.0%

【幼・保等保護者】幼稚園・保育園は、子どものことについて相談にのってくれますか

1 よく相談にのってくれる		71.6%
2 ある程度は相談にのってくれる		27.0%
3 あまり相談にのってくれない		0.0%
4 ほとんど相談にのってくれない		0.0%
5 わからない		1.4%

- ◆ 基本的な生活習慣が十分身についているとは言えず、家庭の教育力の低下が課題となっています。

【■ 幼・保等保護者 ■ 幼・保等園長、職員】お子さんは、あいさつをしますか

1	よくする	53.5%	30.2%
2	だいたいする	42.3%	58.1%
3	あまりしない	2.8%	11.6%
4	ほとんどしない	1.4%	0.0%

【幼・保等保護者】お子さんは、家の手伝いをしますか

1	よくする	29.6%
2	だいたいする	47.9%
3	あまりしない	21.1%
4	ほとんどしない	1.4%

【幼・保等保護者】お子さんは、注意を聞きますか

1	よく聞く	7.1%
2	だいたい聞く	80.0%
3	あまり聞かない	12.9%
4	ほとんど聞かない	0.0%

【■ 幼・保等保護者 ■ 幼・保等園長、職員】お子さんは、身の回りの整頓の習慣が身についていますか

1	よく身についている	9.9%	11.6%
2	だいたい身についている	64.8%	65.1%
3	あまり身につけていない	25.4%	23.3%
4	ほとんど身につけていない	0.0%	0.0%

【幼・保等園長、職員】園児は、基本的な生活習慣が定着していますか

1	よく定着している	16.3%
2	だいたい定着している	74.4%
3	あまり定着していない	9.3%
4	ほとんど定着していない	0.0%

- ◆ 少子化や外で遊ぶ機会が少なくなり、自然とふれあう遊びや社会体験の不足、コミュニケーション能力の低下などの傾向が見られることから、育児サークル等のふれあいの場の環境づくりが求められています。

【幼・保等保護者】あなたの子どもの時代と比べて、家庭と地域のつながりが変化していると思いますか

1	つながりが強くなっている	5.5%
2	変わらない	11.0%
3	つながりが弱くなっている	63.0%
4	わからない	20.5%

【幼・保等保護者】つながりが弱くなった原因は何だと思いますか（1つ選択）

1	社会全体として他人の関与や干渉を歓迎しない風潮がある	37.8%
2	親が多忙になり、近隣で顔を合わせる機会が少ない	17.8%
3	地域全体で取り組む行事が減少し、親交を深める機会が少なくなった	24.4%
4	自分自身の安全のため、他人への注意や声を控える傾向がある	2.2%
5	地域とのつながりを持つ必要性を感じない（関わりを持つこと自体が負担である）	0.0%
6	子どもが少なくなり、年代の差が大きくなったので、関わりが少ない	17.8%
7	その他	0.0%

(2) 学校教育の充実

- ◆ 学校区ごとの自然・産業・歴史文化等を活かした「さつま学」を推進しています。

【児童・生徒】あなたが住んでいる「さつま町」は好きですか。

1	とても好き		66.9%
2	まあまあ好き		44.0%
3	あまり好きではない		29.1%
4	好きではない		12.0%
			2.4%
			1.6%
			2.0%

【児童・生徒】さつま町の気に入っているところは何ですか。（1つ選択）

1	まわりの人が親切で優しいところ		20.0%
2	山や川、温泉などの自然に恵まれているところ		22.9%
3	地元でとれる食べ物がおいしいところ		30.0%
4	歴史や伝統、文化など誇れるものが多いところ		37.5%
5	空気や水がきれいなところ		8.3%
6	気候が自分にあっている		2.1%
7	安心して活動ができる		2.5%
8	風景や景色がきれいなところ		2.1%
9	地域行事やお祭、イベントなど、たくさんの行事があるところ		6.7%
10	その他		14.6%
			0.8%
			0.0%
			6.7%
			6.3%
			3.3%
			6.3%
			21.7%
			6.3%
			0.0%
			2.1%

【児童・生徒】さつま町についてもっと知りたいことは何ですか。

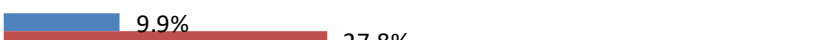
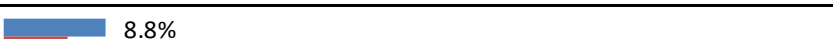
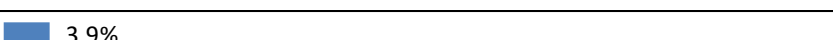
1	山や川、温泉などの自然		16.5%
2	ふるさとの料理		18.6%
3	踊りや太鼓などの郷土芸能		13.6%
4	町の観光や特産品		14.0%
5	民話などの郷土の話		7.2%
6	地理や郷土の歴史		12.8%
7	地元でとれる農作物、魚、作られる商品		5.9%
8	地元の産業		3.5%
9	町のしくみや予算、税金など		12.3%
10	その他		4.7%
			10.6%
			11.6%
			5.1%
			4.7%
			10.2%
			8.1%
			1.7%
			4.7%

- ◆ いじめ問題等に関しては、「町いじめ防止基本方針」を基に、早期発見・早期対応に努めていますが、不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、教育委員会・学校・家庭・関係機関等の連携が重要となっています。

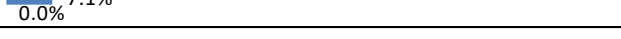
【■児童・■生徒】あなたは、学校が楽しいですか。

1	とても楽しい。	
2	まあまあ楽しい。	
3	あまり楽しくない。	
4	楽しくない。	

【■児童・■生徒】学校が楽しいと思うことはどんなことですか。

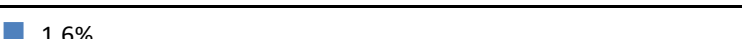
1	学習のこと	
2	部活動のこと	
3	友だちのこと	
4	先生のこと	
5	その他	

【■小・中保護者 ■小・中校長・教師】お子さんは、学校を楽しく感じていると思いますか

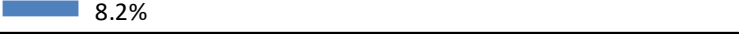
1	大変楽しく感じている	
2	だいたい楽しく感じている	
3	あまり楽しく感じていない	
4	わからない	

- ◆ 「さつまの3構え」(身構え・心構え・物構え)に沿って、学習の準備・姿勢・態度等の指導が全町的に実施されており、基礎的・基本的な知識・技能は概ね習得されていますが、それを活用する力に課題が見られます。

【■児童・■生徒】あなたはなぜ、勉強することが大事なのか、わかりますか。

1	よくわかっている	
2	だいたいわかっている	
3	あまりわからない	
4	まったくわからない	

【小・中校長・教師】あなたは、授業において児童生徒の学習意欲を感じますか。

1	よく感じる。	
3	だいたい感じる。	
3	あまり感じない。	
4	ほとんど感じない。	

- ◆ 教育基本法等の改正及び学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後求められる学力である基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力の向上や学習習慣の確立を図る必要があります。

【小・中校長・教師】学校で特に力を入れる必要があると思う教育活動は何ですか。（5つ選択）

1	読み書きや計算など基礎的・基本的学力の育成	13.4%
2	思考力や判断力を培う応用・発展的内容の学習	12.8%
3	表現力やコミュニケーション能力の育成	15.5%
4	体力や運動能力の育成	5.1%
5	自他共によりよく生きる力を育む道徳教育	6.4%
6	命の大切さを学ぶ教育や体験学習	6.4%
7	社会体験、自然体験などの体験学習	4.3%
8	読書活動	1.6%
9	人権教育	7.0%
10	平和教育	0.8%
11	芸術教育	0.0%
12	環境教育	0.8%
13	情報教育・情報モラル教育	6.7%
14	国際理解教育（語学教育含む）	0.3%
15	職業観・勤労観など自立した社会人として必要な資質・能力を身に付けさせるキャリア教育	6.1%
16	給食や食農体験を通じた食育	0.5%
17	消費者教育・金融教育	1.3%
18	健康・安全教育	1.3%
19	郷土さつま町の歴史や伝統、文化を学ぶ教育	4.0%
20	さつま町の基幹産業に関する教育	0.8%
21	社会奉仕・社会貢献活動	0.8%
22	保護者の子育てや教育に対する学習	4.0%
23	その他	0.0%

- ◆ 本町児童生徒の学力の状況を見ると、小学校では、県や地区の平均正答率を上回っており、中学校は、県平均と同等か上回る教科もありますが、全体的には県や地区を下回る傾向にあり、授業の改善を含め、基礎的、基本的な学習内容のより一層の定着が必要です。

【児童・生徒】授業をどれくらい理解していると感じますか。

1	全部理解している	6.3%	8.0%
2	ほとんど理解している	63.0%	36.0%
3	半分理解している	28.3%	44.0%
4	ほとんど理解していない	0.8%	8.0%
5	まったく理解していない	1.6%	4.0%

【児童・生徒】授業を理解していないという理由はなんだと感じますか。

1	授業の進み方が速すぎるから	4.8%	5.3%
2	授業の内容がむずかしいから	33.3%	28.1%
3	先生の説明がわかりにくいから	3.2%	10.5%
4	今までに学習したことがわからないから	11.1%	5.3%
5	宿題をしていないから	4.8%	1.8%
6	予習・復習をしていないから	14.3%	14.0%
7	苦手や嫌いな教科が多いから	28.6%	35.1%
8	その他	0.0%	0.0%

【小・中学校長・教師】あなたの学校の児童生徒は、学習の内容をどの程度理解していると思いますか。

1	大部分を理解している。	12.2%
2	だいたい理解している。	78.4%
3	あまり理解していない。	8.1%
4	わからない。	1.4%

- ◆ 学習指導要領の改訂に伴い、英語教育、国際理解教育などの一層の充実が求められています。今後も、英語教育指導助手(ALT)の活用による英語教育や、地域人材を活用した国際理解教育などの取組をさらに充実することが必要です。

(3) 特別支援教育の充実

- ◆ 障がいのある全ての幼児・児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。
- ◆ 近年、特別な支援を要する児童が増加していることから、個々のケースに応じた適切な対応、指導が必要です。
- ◆ 小・中学校等における校内支援体制の充実や研修会の実施、教員の専門性の向上、進学・就学時の切れ目ない支援の推進、就労支援などに取り組んでいます。
- ◆ 平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、基礎的環境整備や合理的配慮の提供が義務付けされました。特に、合理的配慮については、本人及び保護者の要望に基づき、設置者、学校、本人及び保護者が実施可能な配慮について十分に話し合い、合意形成を図ったうえで、適切に提供していくことが必要です。

(4) ICT（情報通信技術）環境の整備と情報活用能力の育成

- ◆ 国のICT環境の整備方針等も踏まえ、学校におけるICT環境の整備を推進するとともに、教科指導等におけるICTの効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や児童生徒の情報活用能力の育成に努める必要があります。

また、子どもたちの論理的思考力を高めるため、プログラミング教育の充実に努める必要があります。

- ◆ タブレットなどデジタル教材のICT環境を充実し、活用することが、児童生徒の学習意欲を高め、学力の向上に資する授業を展開するために必要となってきました。

(5) 急速に発展する情報化社会への適切な対応

- ◆ こども家庭庁調べによると令和5年現在で高校生のスマホ保有率は98.1%、中学校で86.3%、小学校で62.5%とあり普及率は高まりつつあります。

【児童・生徒】自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っていますか。（複数回答可）

1	携帯電話を持っている	15.7%	18.0%
2	スマートフォンを持っている	23.6%	54.0%
3	タブレットを持っている	4.0%	22.8%
4	パソコンを持っている	0.0%	2.0%
5	何も持っていない	37.8%	22.0%

- ◆ 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラルの育成の充実が求められています。そのため、ネット依存、情報モラルや外部からの情報を適切に判断し、ネット犯罪の被害から身を守ることにについて早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。

【児童・生徒】インターネットを利用しているとき、何か気をつけていることがありますか。

1	気をつけていることがある	72.4%	81.6%
2	気をつけていることはない	27.6%	18.4%

【小・中保護者】.お子さんはインターネットを利用するときのマナーや注意点を理解し、気をつけていると思いますか

1	よく気をつけている	25.1%
2	気をつけている	68.2%
3	普通	0.5%
4	気をつけていない	5.6%
5	まったく気をつけていない	0.5%

【小・中保護者】お子さんが情報機器の利用を始めたことにより、健康や家庭生活を送る上で悪影響がでていると感じることはありますか（該当するものを全て選択）

1	朝、一人で起床することが難しくなった	3.7%
2	夜更かしが増えた	16.7%
3	食事中も情報機器を手放さなくなった	5.7%
4	情報機器の操作に夢中になり、家族との会話が減った	16.3%
5	情報機器の操作をやめさせようとするとうるさくなる	8.6%
6	朝食など食事を取らなくなった（食事の量が減った）	1.2%
7	影響は出ていない	47.8%

（6） 学校規模適正化の推進

- ◆ 学校規模の標準は、小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」とされています。本町では、ほとんどの小学校が適正規模を下回っている状況にあります。このため、学校規模適正化基本計画を策定し、この計画に基づき、平成 17 年の市町村合併当初 14 小学校・4 中学校あったものが、令和 6 年 4 月より 6 小学校・1 中学校となっています。
- ◆ 少子化の進展により児童生徒数の減少や学校の小規模校化が進んできており、今後も更なる人口減少や少子化が予測されていることを踏まえると、学校規模の適正化については更なる検討が必要ではありますが、児童生徒にとって望ましい教育環境はどうあるべきかという観点に立ち、保護者や地域住民等からの希望があれば、関係者の理解や協力を得ながら進めていくことが必要です。

小・中学校の学級数

令和元年 5 月 1 日現在

区 分	過少規模校 5学級以下	小規模校 6～11学級	適正規模校 12～18学級	大規模校 19～30学級	過大規模校 31学級以上
小学校 (学級数)	流水小(5) 永野小(3) 中津川小(5)	山崎小(8) 佐志小(7) 鶴田小(8) 柏原小(8) 求名小(8)	—	盈進小(26)	—
中学校 (学級数)	—	—	宮之城中(16)	—	—

令和 6 年 5 月 1 日現在

区 分	過少規模校 5学級以下	小規模校 6～11学級	適正規模校 12～18学級	大規模校 19～30学級	過大規模校 31学級以上
小学校 (学級数)	—	山崎小(6) 佐志小(8) 鶴田小(8) 柏原小(8) 薩摩小(7)	—	盈進小(21)	—
中学校 (学級数)	—	—	—	宮之城中(20)	—

小・中学校の学級数の内訳（令和6年5月1日現在）

単位：学級

学校名	R4年度 (2022年)	R5年度 (2023年)	R6年度 (2024年)
山崎小学校	6	6	6
通常の学級	4	4	4
特別支援学級	2	2	2
盈進小学校	21	23	21
通常の学級	14	14	14
特別支援学級	7	9	7
佐志小学校	8	8	8
通常の学級	6	6	6
特別支援学級	2	2	2
鶴田小学校	9	8	8
通常の学級	6	6	6
特別支援学級	3	2	2
柏原小学校	8	8	8
通常の学級	6	6	6
特別支援学級	2	2	2
求名小学校	5	5	再編
通常の学級	3	3	
特別支援学級	2	2	
永野小学校	4	4	再編
通常の学級	3	3	
特別支援学級	1	1	
中津川小学校	5	4	再編
通常の学級	4	3	
特別支援学級	1	1	
薩摩小学校	-	-	7
通常の学級	-	-	6
特別支援学級	-	-	1
合 計	66	66	58
通常の学級	46	45	42
特別支援学級	20	21	16

単位：学級

学校名	R4年度 (2022年)	R5年度 (2023年)	R6年度 (2024年)
宮之城中学校	44	21	20
通常の学級	21	13	13
特別支援学級	23	8	7
合 計	44	21	20
通常の学級	21	13	13
特別支援学級	23	8	7

小学校児童数の現状と将来予測(R6年12月1日現在)（教育総務課調べ）

単位：人

小学校	R6年度 (2024年)	R7年度 (2025年)	R8年度 (2026年)	R9年度 (2027年)	R10年度 (2028年)	R11年度 (2029年)	R12年度 (2030年)
1 山崎小学校	43	46	42	43	39	38	33
2 盈進小学校	443	414	409	373	370	339	304
3 佐志小学校	79	76	72	71	66	49	45
4 鶴田小学校	96	88	85	73	75	69	64
5 柏原小学校	82	80	84	73	67	66	55
6 薩摩小学校	62	57	53	52	46	43	39
小学校計	805	761	745	685	663	604	540

小学校入学予定者の推移予想(R6年12月1日現在)（教育総務課調べ）

単位：人

小学校	R7年度 (2025年)	R8年度 (2026年)	R9年度 (2027年)	R10年度 (2028年)	R11年度 (2029年)	R12年度 (2030年)
1 山崎小学校	6	7	5	5	5	5
2 盈進小学校	58	68	48	57	32	41
3 佐志小学校	9	11	11	5	4	5
4 鶴田小学校	13	13	5	15	9	9
5 柏原小学校	14	14	6	9	7	5
6 薩摩小学校	8	9	7	5	7	3
小学校計	108	122	82	96	64	68

中学校生徒数の現状と将来予測(R元年12月1日現在) (教育総務課調べ)

単位:人

中学校	R6年度 (2024年)	R7年度 (2025年)	R8年度 (2026年)	R9年度 (2027年)	R10年度 (2028年)	R11年度 (2029年)	R12年度 (2030年)
宮之城中学校	490	457	441	429	395	380	369
旧山崎中学校	28	21	21	17	23	18	25
旧宮之城中学校	308	301	293	299	277	276	269
旧鶴田中学校	108	91	83	77	61	54	44
旧薩摩中学校	46	44	44	36	34	32	31

中学校入学予定者の推移予想 R元.12.1現在(教育総務課調べ)

単位:人

中学校	入学予定者					
	R7年度 (2025年)	R8年度 (2026年)	R9年度 (2027年)	R10年度 (2028年)	R11年度 (2029年)	R12年度 (2030年)
新宮之城中学校	150	138	141	118	123	131
旧山崎中学校	3	11	3	9	6	11
旧宮之城中学校	103	93	103	77	87	89
旧鶴田中学校	31	19	27	21	19	24
旧薩摩中学校	13	15	8	11	11	7

(7) 安全・安心な教育環境の整備

- ◆ 近年、通学路における交通事故の発生や児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。

児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、通学路の安全点検や安全指導の充実、自然災害に備えた避難訓練など児童生徒等の安全を守るための取組を推進していく必要があります。

学校施設においては、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要となっています。

宮之城中学校生徒の通学状況(令和6年10月1日現在)

区分	人数(人)	率	区分	人数(人)	率
1 徒歩	233	47.6%	3 バス	179	36.5%
2 自転車	66	13.5%	4 自家用車	12	2.4%
			計	490	

宮之城中学校バス通学の状況(令和6年10月1日現在)

バス通学者		生徒数(人)	利用率
民間運営バス		57	100%
① 宮之城-上川内線		11	19.3%
② 宮之城-大口線		41	71.9%
③ 薩摩中央高校線			
④ 宮之城-鹿児島線		5	8.8%
通学優先バス		122	63%
① 北原線		6	4.9%
② 桵野紫尾線		10	8.2%
③ 登尾線		11	9.0%
④ 中津川線		18	14.8%
⑤ 泊野線		10	8.2%
⑥ 栗野線		6	4.9%
⑦ 金山線		16	13.1%
⑧ 混雑解消増便(さつま号)		24	19.7%
⑨ 混雑解消増便(ちくりん号)		21	17.2%
バス通学者 合計		179	100.0%

(8) 学校施設等の中長期的な維持管理

- ◆ 小・中学校、学校給食センターを合わせた学校施設の延床面積は公共施設等全体の約2割を占めています。これらの学校施設等は、近い将来に改築や大規模改修を行う必要があり、町の財政の大きな負担となることが考えられます。このため、学校施設等の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、長期的な予算配分を確立していくことが必要です。

公共施設等の状況

区分	土地(m ²)	建物(m ²)	建物の構成比(%)
庁舎	21,134.79	10,795.49	8.0%
学校	140,157.47	28,539.89	21.2%
公営住宅	144,383.90	29,074.98	21.6%
公園	448,859.76	2,798.23	2.1%
その他	654,236.40	63,526.05	47.1%
合計	1,408,772.32	134,734.64	100.0%

資料：令和5年度決算書(財産に関する調書)

(9) 学校施設の老朽化、機能性の充実

- ◆ 老朽化した学校施設が多く、適正な維持管理に努める必要があります。
- ◆ 学校施設等は築30年以上経過している建物が多く、これまで耐震診断結果に基づき耐震補強・大規模改修工事を実施してきました。

しかしながら、建築から長い年数が経過し建物の老朽化が進んでいることや施設設備の不具合もでてきていることから、計画的に施設の長寿命化を図っていく必要があります。

さらに、防災機能整備・強化やバリアフリー化、トイレの洋式化、環境への配慮など学校施設に求められる時代のニーズに対応するための対策が課題となっています。

(10) 薩摩中央高等学校との連携

- ◆ 小・中学校・高等学校間では、連携した研究会の実施による児童生徒に関する情報交換や学力向上のための授業を通じた研修などが進められていますが、今後、更なる学力向上を目指した連携が求められています。
- ◆ 町内唯一の高校である薩摩中央高等学校は、年々生徒確保が難しくなっており、専門的な技術習得や大学進学に優位なことが高校進学に影響していることから、特色ある学校づくりが求められています。
- ◆ 長期的な生徒減少が進む中、生徒確保に向けた各種支援体制の強化を図るとともに、高等学校教育としての専門性の確保、教育水準の維持・向上など、町をはじめ、地域・学校が一体となって、魅力ある学校としての積極的な情報発信に努める必要があります。

(11) 家庭教育の推進

- ◆ 「家庭教育」は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子どもが基本的生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。

【幼・保等保護者】家庭でいつも気を付けていることはどんなことですか。（3つ以内で選択）

1	家庭が子どもの心の居場所となる温かい雰囲気をつくること	19.7%
2	家族の団らんの時間を設け子どもと会話すること	14.6%
3	子どもの良いところや良い行動をほめること	23.9%
4	できるだけ子どもと一緒に食事をすること	12.7%
5	子どもと一緒に遊んだり、読書したりするふれあいの時間を持つこと	16.9%
6	保護者が子どもの手本となること	2.3%
7	家族ぐるみで地域の人とのつながりをつくること	1.9%
8	健康や安全	8.0%
9	その他	0.0%
10	特になし	0.0%

【幼・保等保護者】家庭で力を入れてしつけていることは何ですか。（3つ選択）

1	早寝、早起き、朝ご飯や時間を守ることなどの基本的生活習慣を身に付けること	16.1%
2	あいさつや「ありがとう」が言えるなど、礼儀正しくすること	27.7%
3	困難にあったとき、がまんして乗り越えること	0.4%
4	自分や他人の命や心を大切にすること	8.0%
5	自分や人と協力したり、助け合ったりすること	4.5%
6	自然や物を大切にすること	4.0%
7	栄養のバランスを考えて食べること	0.4%
8	家の手伝いをする	1.3%
9	自然体験やボランティア体験など、さまざまな体験をすること	2.7%
10	善悪の判断やルールを守ることなど、規範意識を身に付けて行動すること。	11.2%
11	思いやりの心を持ち、うそをついたり、他人を傷つけたりしない	17.0%
12	自分のことは自分でできるようにすること	6.7%
13	その他	0.0%

- ◆ 近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭や地域における「教育力の低下」が指摘されています。

【幼・保等園長、職員】あなたの子どもの時代と比べて、現在の園児にはモラルや規範意識の変化が見られますか。

1	以前と比べて向上している	6.8%
2	以前と比べて変わらない	9.1%
3	以前と比べて低下している	75.0%
4	わからない	9.1%

【幼・保等園長、職員】園児のモラルや規範意識をもっと高めるには、どのようにしたらよいとお考えですか。

1	社会の中の大人が規範意識をもって行動し、良きモデルになる	22.7%
2	町をあげて、家庭・親への意識づけを行う活動に取り組む	15.9%
3	社会体験学習を充実させる	11.4%
4	外部講師による講話を実施する	0.0%
5	道徳教育を充実させる	4.5%
6	幼・保、小・中が連携を強化する	6.8%
7	家庭と連携を図り、家庭における教育を見直してもらう	34.1%
8	その他	4.5%

- ◆ 家庭教育学級や乳幼児学級、学童期子育て講座などを開設し、家庭教育に対する支援に取り組んでいますが、子育てに関する不安や悩みがありながら、相談しなかったり、学習機会があっても参加しない保護者への対策が課題となっています。
- ◆ スマートフォンなどの情報端末の普及により、インターネット利用の低年齢化や長時間化が進んでいます。また、SNSを通じた犯罪に巻き込まれる事案やネット上のいじめ、ネット依存などが指摘されており、それらの危険性について学習する機会が必要となっています。

(12) 家庭教育の支援体制の充実

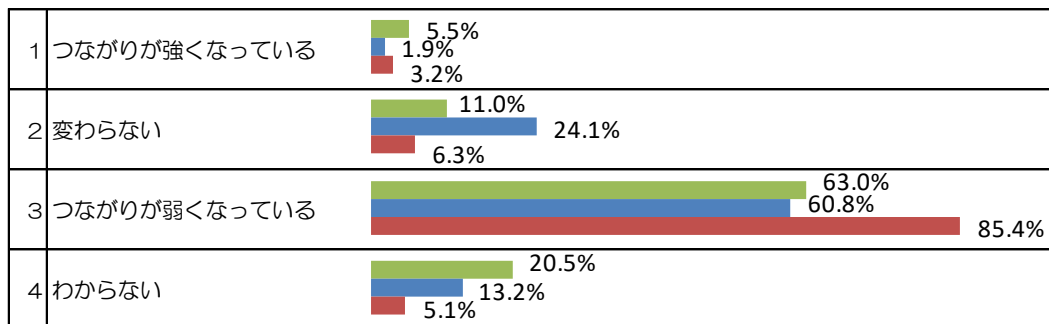
- ◆ 県家庭教育支援条例制定の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努める必要があります。
- ◆ 家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図り情報提供に努めるとともに、町、学校・家庭・地域、保健福祉関係機関、企業等と連携した取組を推進する必要があります。

(13) 青少年の健全育成

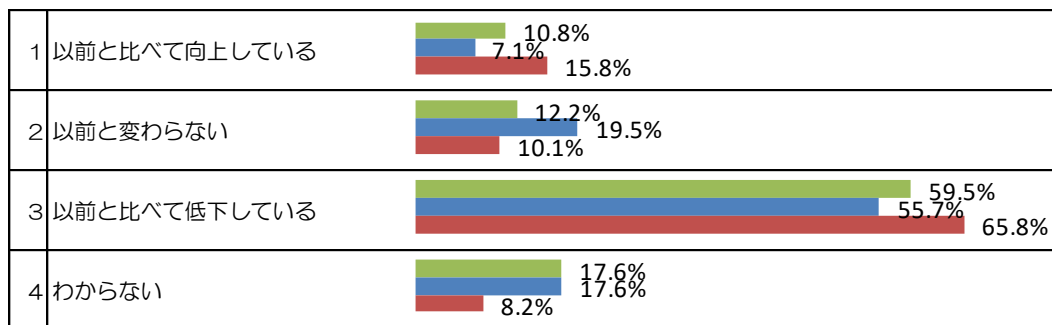
- ◆ 家庭と地域との結び付きが弱くなったことにより、地域や社会との様々な関わりを持ちながら成長発達していくことが難しくなっていることから、「さつまっ子の日」の取組を中心に地域の教育力の向上を図っていくことが求められています。

【■ 幼・保等保護者 ■ 小・中保護者 ■ 区館長】

あなたの子ども時代と比べて、家庭と地域のつながりが変化していると思いますか

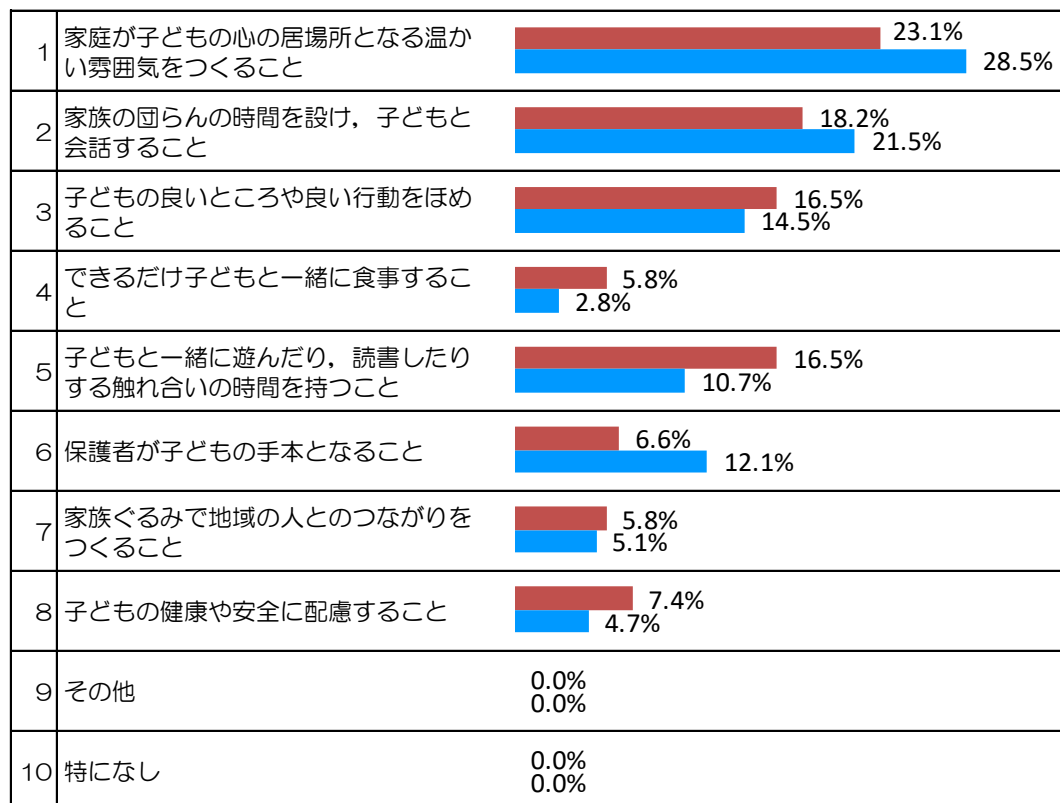


【■ 幼・保等保護者 ■ 小・中保護者 ■ 区館長】あなたの子ども時代と比べて、地域で子どもを育てる環境は変化していますか



【■ 幼・保等園長、職員 ■ 小・中校長・教師】

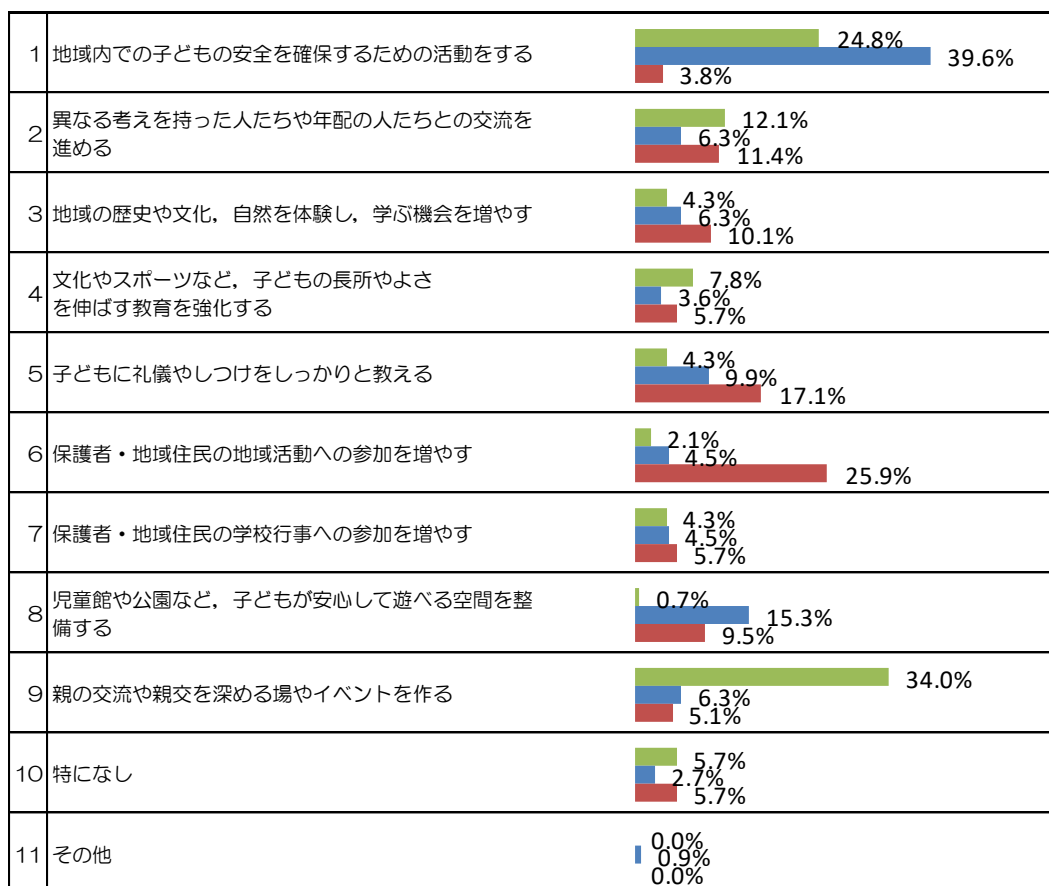
家庭で特に力を入れてほしいことはどんなことですか（3つ以内で選択）



- ◆ 地域社会には、子どもたちの日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組、大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。

【■ 幼・保等保護者 ■ 小・中保護者 ■ 区館長】

子どもを育てるうえで、地域で特に力を入れるべきことはどんなことだと思いますか



- ◆ 本町には、子ども会やPTA連絡協議会、地域女性団体や青年団等の社会教育関係団体、公民館等が地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成を目指し、地域に根ざした活動を行っています。

(14) 生涯学習の推進

- ◆ 人生100年時代を見据え、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。

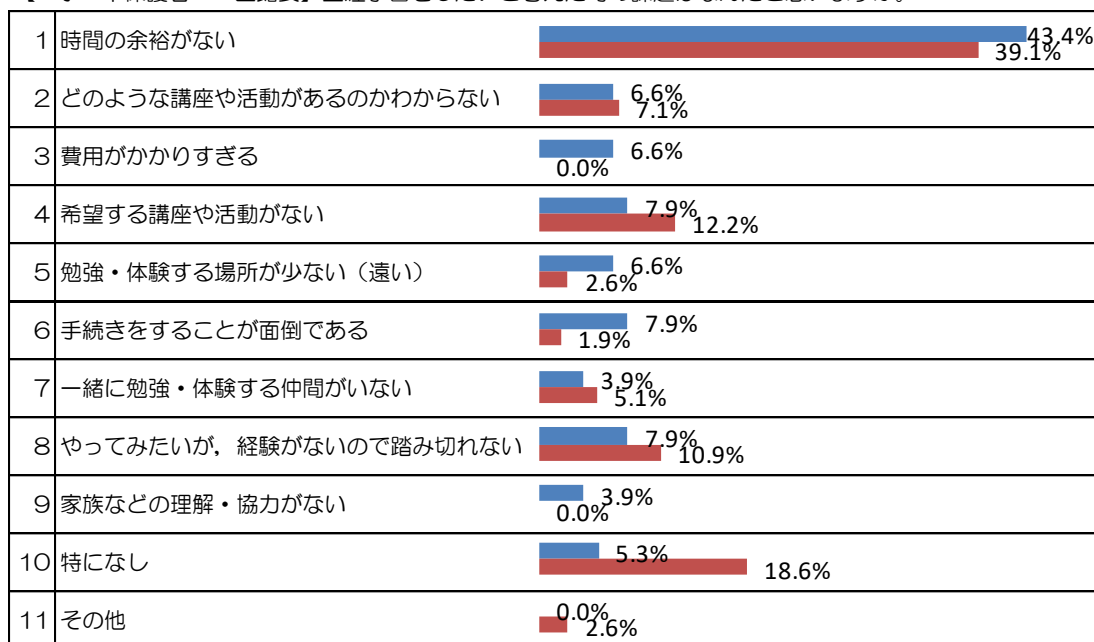
本町の出前講座及び生涯学習講座の状況

単位：講座、人

講座名	区分	令和元年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023
さつまの郷出前講座	講座数	25	29	26	28	29
	講座利用者数	5,116	4,127	3,125	4,412	4,829
生涯学習講座	講座数	19	14	19	20	14
	講座利用者数	288	207	155	122	120

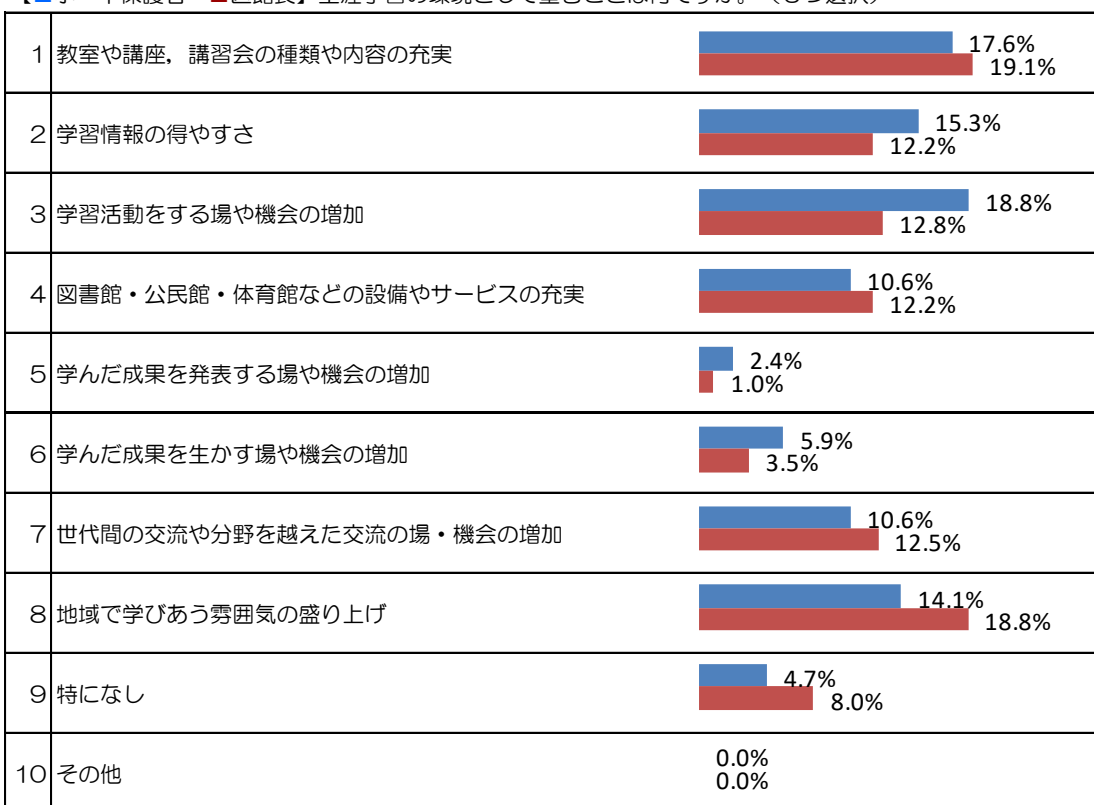
- ◆ あらゆる世代の人々が「いつでも」「どこでも」学習できる環境づくりに向けて、町民や地域が一体となって進めていけるよう活動の在り方や運営についての改善を図っていく必要があります。

【小・中保護者 ■区館長】生涯学習をしたいと考えた時の課題はなんだと思いますか。



- ◆ 社会の急激な変化に伴い、一人ひとりが社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- ◆ 自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、多様化・高度化するニーズに対応した学習機会の提供や人材の養成に向けた学習環境の整備を図る必要があります。

【小・中保護者 ■区館長】生涯学習の環境として望むことは何ですか。（3つ選択）



【小・中保護者 ■区館長】本町の生涯学習の体制整備のためにおうかがいします。生涯学習として、あなたが学習してみたい分野、関心があることは何ですか。（3つ選択）

1	文学や歴史	2.3%	10.1%
2	伝統芸能や伝統芸術	5.3%	5.3%
3	音楽や芸術	6.8%	8.3%
4	政治や経済	1.5%	2.5%
5	英会話（外国語）	2.8%	11.4%
6	IT（パソコン、インターネットなど）	17.4%	13.1%
7	福祉・介護	6.1%	6.8%
8	体育、スポーツ	9.8%	6.3%
9	環境問題	0.8%	8.8%
10	文化遺産や文化財	0.8%	4.3%
11	健康づくり	9.1%	19.1%
12	各種資格取得	11.4%	2.8%
13	子育てに関すること	12.9%	0.8%
14	ボランティアに関すること	3.0%	4.5%
15	特になし	1.5%	4.5%
16	その他	8.8%	

（15）スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの促進

- ◆ 町民に広くスポーツを普及し、健康増進と体力向上を図るとともに、いつでも、どこでも、だれでも気軽に、それぞれの関心や適性に応じて、主体的にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの推進を図っていくことが必要です。
- ◆ 健康志向の高まりやスポーツを通じた健康の保持増進など、各種スポーツ大会の開催によるスポーツ交流の促進に努める必要があります。

町各種大会への参加状況

単位：チーム、人

大会名	区分	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
壮年ソフトボール大会	参加チーム数	17	中止 (コロナ)	中止 (コロナ)	8	14
	参加者数	300			108	182
町民バレーボール大会	参加チーム数	33			中止	26
	参加者数	528				284
町民体育祭	参加チーム数	18			中止	中止
	参加者数	2,100				
町駅伝競大会	参加チーム数	8			7	8
	参加者数	230			124	104
グラウンドゴルフ大会	参加チーム数	45			中止	55
	参加者数	270				275
町綱引選手権大会	参加チーム数	21			6	10
	参加者数	230			60	94
合 計		142	0	0	21	113
		3,658	0	0	292	939

- ◆ 年代や種目の違い、健康づくりに対する意識の違いなど、スポーツニーズが多様化しており、これらの住民ニーズに対応し、参加者の拡充を図ることが課題となっています。
- ◆ 日頃の運動不足による体力低下や生活習慣病の予防対策として、町民がスポーツに親しみ、生涯にわたり健康で心豊かな生活を送るためには、日常的に気軽にスポーツに触れ、楽しめる環境づくりと、生涯スポーツの普及、促進が求められています。

(16) 競技力向上と競技団体の育成・支援

- ◆ 少子高齢化の進行がスポーツ競技力にも影響し、競技人口の減少に伴う競技力低下が懸念されます。
- ◆ 競技スポーツにおける競技力向上のためには、若年世代における適切な指導が必要であり、特にスポーツ少年団の指導者育成が重要となっています。

(17) スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進

- ◆ スポーツ少年団の活動が競技種目活動に偏り、勝利至上主義の傾向が見られるため、地域活動やボランティア活動などスポーツ活動以外の領域も取り入れたバランスのよい活動により、本来の目的である「人間づくり」、「体力づくり」を実践し、活動の基本理念に立ち返ることが課題となっています。

スポーツ少年団の活動状況

単位：チーム、人

区分	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
団体数	21	18	17	18	18
団員数	353	250	266	256	236

(18) 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進

- ◆ 年代を問わず誰もが、いつでも、気軽にスポーツに触れ、楽しみながら健康づくりができるような施設環境へのニーズが高まっている中で、計画的な施設維持管理と、効率的な施設運営が求められています。
- ◆ 学校施設開放は、身近でスポーツに親しめる環境づくりや地域の健康づくり、社会体育振興に大きく貢献しているため、小中学校の適正化計画による学校再編に伴う地域体育施設の在り方についての検討が求められています。

(19) 芸術文化の創造と郷土文化の継承

- ◆ 町民が郷土の歴史や身近な文化財に「触れ、学び、親しむ」ことで郷土を愛する心の醸成に努める必要があります。
- ◆ 各学校において、地域の文化・産業遺産を取入れた教育活動を積極的に行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設け、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組む必要があります。
- ◆ 文化芸術活動は、小学校を対象に「市町村における青少年劇場」を活用し、2年に1回は鑑賞できる体制を継続していますが、県や文化庁の事業は申請が

多いことから採択が難しいのが現状です。

- ◆ 全国的にも吹奏楽の町として知られていることから、「吹奏楽フェスタ」や「吹奏楽セミナー」などの音楽活動が行われています。
- ◆ 絵画や美術に対する造詣を深めるため、「さつま美術展」の開催、さらに文化協会主催による「こども・おとな・みらいフェスタ（こども文化祭）」を開催していますが、「さつま美術展」においては、高校生以上の出展が少ないことが課題となっています。
- ◆ 町内には、国指定文化財 1 件、県指定文化財 9 件、町指定文化財 67 件があり、適正な保存管理のため、所有者や委託による管理に努めています。
- ◆ 文化財の活用にあっては、文化財ボランティア（愛称：さつまガイド）を組織し、地域の文化財をガイドすることで、「さつま学」の推進の一翼を担っていますが、ボランティアガイドの高齢化が進んでいることから、若年層のガイド育成が課題となっています。
- ◆ 毎年、郷土芸能祭を開催するほか、町内の民俗芸能団体に道具などの整備に要する助成を行っていますが、三味線奏者などを含め後継者不足などにより年々継承が難しくなっていることから、後継者育成が課題となっています。
- ◆ 県や町、民間企業等の開発行為に対し、埋蔵文化財の保存の必要性を周知し、保護に努めています。
- ◆ 民俗資料館の活用を図るため、定期的な展示替えや企画展・特別展を開催していますが、現在整備中の県立北薩広域公園歴史ゾーンと併せた企画展等の開催により、更なる集客率の向上対策が求められています。

さつま町の教育「さつま学」とは？

ふるさと「さつま町」の豊かな自然や地域に深く根付いた歴史や伝統、地域の発展に尽くした先人の生き方、地域資源を生かした町民の主体的な活動などを教育資源と捉え、それらを生かしながら、幼児教育から学校教育、さらに、社会教育まで、生涯学習の観点に立って一貫した教育活動を展開することにより、郷土に誇りを持ち、郷土を大切にすることを育成する教育活動を「さつま学」として推進しています。

さつま町教育大綱

教育大綱の基本理念は、本町の教育行政の最も基本的な考え方を示したものです。

さつま町教育大綱



I 基本理念

さつまの挑戦 未来を拓く 人づくり

II 目指す姿・人物像

- ① らなる一歩を目指す 子ども
(志の高い 児童生徒)
- ② ねに努力する 先生
(学び続け、次の一手を工夫し 考える教師)
- ③ あるい 家庭
(慈・嚴のバランスのとれた躰をする保護者)
- ④ をあげての 取組
(教育力の向上・生涯学習に努める地域住民)



III 教育の取組における視点

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成
- 3 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働
- 4 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

IV 教育の基本目標

～ 笑顔が輝き夢に向かってチャレンジする
人間性豊かな「さつまっ子」の育成 ～

V 教育基本方針

子どもの笑顔と輝きを「オールさつま」で育む教育活動の推進
「さつま学」の推進による人間性豊かな人づくり

【町の将来像】

ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町

【基本方針】

《まちづくりの姿勢》

語らいで育む、連携と役割を担うまち

ひと

交流、連携、協働など、人と人がお互いのつながりの中において、様々な場面で活発にふれあい、子どもから高齢者まで、だれもがいつまでも自分らしく安心して生活できるまちを目指します。

まち

悠久の歴史と個性のある地域が育んできた豊かな生活文化を守るとともに、これらの個性や人材を活かしながら地域活動や産業活動を促進し、まちの活力を創出します。

自然

紫尾山や川内川、温泉、ホテルなどの豊かな自然や生物との共生を図るとともに、その恵みを享受できる取組を進めます。

【基本目標】

基本目標 1 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

《基本施策》

- 1 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり
- 2 まちのみんなで子育てを応援するまちづくり
- 3 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てるまちづくり

基本目標 2 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

基本目標 3 とともに認めあい、支えあうまち

基本目標 4 安全・安心の輪を広げるまち

基本目標 5 価値ある資源が活かされるまち

基本目標 6 さつま学の推進による人間性豊かなまち

《基本施策》

- 1 未来につなぐ生涯学習のまちづくり
- 2 生涯スポーツ推進のまちづくり
- 3 歴史と文化の薫るまちづくり

基本目標 7 みんなに優しく魅力あふれるまち

基本目標 8 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

基本目標 9 ふるさとを見直し、資源を大切に使うまち

第3次

さつま町教育振興基本計画

第3次さつま町教育振興基本計画は、さつま町教育大綱の基本理念の実現に向けた取組を計画的に推進するため、基本施策及び基本項目を定めます。

～ウェルビーイングの向上を目指して～

教育の目的は、誰一人取り残さない学びの保障を通じて、個人も社会も、現在から将来にわたって幸せで満ち足りた状態になることを実現することだと考えます。



『ウェルビーイング』とは？

身体的・精神的・社会的によい状態にあることを言います。

短期的な幸福のみならず生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含みます。

さつま町教育大綱

I 基本理念

さつまの挑戦 未来を拓く 人づくり

II 目指す姿・人物像

さ

つ

ま

町

III 教育の取組における視点

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成
- 3 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働
- 4 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

IV 教育基本目標

～笑顔が輝き夢に向かってチャレンジする
人間性豊かな「さつまっ子」の育成～

V 教育基本方針

子どもの笑顔と輝きを「オールさつま」で育む教育活動の推進
「さつま学」の推進による人間性豊かな人づくり

第3次さつま町教育振興基本計画

VI 教育基本施策

1 子どもと親が安心して暮らせる幼児教育の充実(P50)

2 まちのみんなで子育てを応援する教育環境の充実(P52)

3 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実(P54)

4 未来につながる生涯学習の推進(P66)

5 生涯を通じていきいきと元気で楽しめるスポーツの振興(P71)

6 歴史と文化の薫る「さつま学」の推進と郷土愛の醸成(P75)

※総合施策 町長部局と教育委員会部局が総合的に連携して取り組む施策

※教育施策 教育委員会部局が中心となり各関係課等と連携して取り組む施策

教育大綱で定めた基本理念を実現するための方策として、教育基本方針（１０年間）に沿った６つの教育基本施策（５年間）に沿った教育基本項目を定め“オールさつまで子どもを育てる環境づくり”を推進します。

教育基本施策 １

子どもと親が安心して暮らせる幼児教育の充実

★ 教育基本項目 ★

I 子育て環境の充実

- １ 母子保健サービスの充実
- ２ 保育サービスの充実

II 保護者の経済的負担軽減

- １ 医療費、保育料の無償化
- ２ 副食費等に係る保護者負担の軽減

III きめ細やかな子育て支援

- １ 児童虐待防止への取組
- ２ 子どもの発達段階に応じた、適切な支援体制の構築
- ３ 就学に向けての教育・保育施設と小学校の連携

1 教育基本施策の方向性

I 子育て環境の充実

- ◆ さつま町で安心して、子どもを産み育てることができるよう、子育て世代包括支援センターで、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援相談・支援体制の充実に取り組みます。
- ◆ 母子手帳交付をスタートに、行政や地域が寄り添い、子育て支援の情報提供に努め、子どもが育つことへの楽しみや喜びを共有します。
- ◆ こども課の子育て専門相談員を中心に妊娠期から子育て期の不安や困りごとの相談や支援について助言するとともに、相談しやすい体制の周知により、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- ◆ 産後の母子に対して、産科病院又は助産施設等を利用し、宿泊型のサービスの提供や訪問型ケアの提供を行い、子育ての不安を軽減し、安心して子育てできるように努めます。
- ◆ 保護者だけではなく、各関係機関が連携し、「さつま町の宝」の大切な子どもの育ちを守ります。

- ◆ 保護者の就労と子育ての両立を支援するため、休日保育・延長保育・病児保育等の特別保育サービスの充実に努めます。

II 保護者の経済的負担軽減

- ◆ 18歳までの子ども、ひとり親家庭等の子どもと保護者の保険診療にかかる医療費、保育料を無償化し、予防接種費用、副食費や給食費等の助成を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

III きめ細やかな子育て支援

- ◆ 児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応のため警察署、児童相談所、医療機関等との連携強化に努めます。
- ◆ 子どもの発達段階に応じたきめ細やかな支援ができるよう、こども課、教育・保育施設、医療機関、療育機関、学校との連携を図ります。
- ◆ 教育・保育施設と小学校の連携を実施し、義務教育への円滑な接続ができるよう努めます。

2 教育基本施策・教育基本項目に基づく施策

総合施策

I 子育て環境の充実	
1	母子保健サービスの充実
2	保育サービスの充実
II 保護者の経済的負担軽減	
1	医療費、保育料の無償化
2	副食費等に係る保護者負担の軽減
III きめ細やかな子育て支援	
1	児童虐待防止への取組
2	子どもの発達段階に応じた、適切な支援体制の構築
3	就学に向けての教育・保育施設と小学校の連携

教育基本施策2

まちのみんなで子育てを応援する教育環境の充実

★ 教育基本項目 ★

- | |
|---|
| <p>I 子育てを支援する地域づくり</p> <ol style="list-style-type: none">1 子育て支援拠点事業の充実2 子育てに関する情報提供の充実3 子育て世代包括支援センター等の充実4 未就園児に対する子育て支援の充実5 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 <p>II 子どもが健やかに成長する環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none">1 放課後児童クラブ等の充実 |
|---|

1 教育基本施策の方向性

I 子育てを支援する地域づくり

- ◆ 子育ての仲間づくりを支援し、子育てについての不安感などの解消を図るため、子育て支援拠点事業の充実に努めます。
- ◆ 保護者が孤立しないように、こども課、民生児童委員、子育て支援センター等の関係機関と連携し、相談・助言・情報提供を行える体制を整えるとともに、子育て世代包括支援センター等で妊娠期から子育て期に渡る不安や相談に切れ目のない支援を実施します。
- ◆ 未就園児を対象とした交流の場を設け、保護者同士の交流や子育て情報の提供などに努め、情報共有できる機会の充実に努めます。
- ◆ 子どもを取り巻く環境はますます複雑化、多様化しています。子ども一人ひとりの豊かな成長のため、学校・家庭・地域の連携・協働の体制を構築、コミュニティ・スクール[※]と地域学校活動の一体的推進を図ります。

※ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

II 子どもが健やかに成長する環境の整備

- ◆ 各小学校の放課後児童クラブとこども課、学校、地域と連携し、子どもも保護者も安心できる居場所づくりに努めます。

I 子育てを支援する地域づくり	
1	子育て支援拠点事業の充実
2	子育てに関する情報提供の充実
3	子育て世代包括支援センター等の充実
4	未就園児に対する子育て支援の充実
5	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
II 子どもが健やかに成長する環境の整備	
1	放課後児童クラブの充実

★ 教育基本項目 ★

- I 幼児教育の充実
 - 1 就学前教育の充実
- II 教育行政の推進
 - 1 開かれた教育委員会運営の推進
 - 2 教育行政の計画的で効果的施策等の推進
 - 3 さつま町学校教育の在り方について検討
 - 4 再編小・中学校の学校運営におけるフォローアップの強化
 - 5 安全で安心して学べる学校施設及び環境の整備
- III 学校教育の充実
 - 1 開かれた学校の教育課程
 - 2 自己実現を図るための学習者主体による確かな学力の育成
 - 3 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
 - 4 多様化するニーズや社会の変化に対応した教育の推進
 - 5 特別支援教育の充実
 - 6 信頼される学校づくりの推進
 - 7 学習者主体による探究学習の推進
 - 8 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
 - 9 校種間及び学校間連携の充実
- IV 地域の教育資源を生かした教育活動の推進
 - 1 探究心あふれる SATSUMA のさつまっ子
- V 薩摩中央高等学校との連携
 - 1 小・中・高連携教育の推進
 - 2 高等学校振興対策の強化
- VI 学校給食の充実
 - 1 安全安心な学校給食の提供

1 教育基本施策の方向性

I 幼児教育の充実

- ◆ 思いやりの心や基本的生活習慣を身に付けさせる教育に努め、規範意識が培われる指導の充実に努めます。
- ◆ 特別な配慮を必要とする子どもを含むすべての子どものウェルビーイングを高めるという観点から、学校、教育・保育施設等と連携し、情報を共有しながら義務教育への円滑な接続を図ります。
- ◆ 子どもの発達段階に応じた、適切な支援体制による教育・指導に努めます。

- ◆ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、その土台となる、非認知能力を含む学びに向かう力、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」を育成することができるよう、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。

Ⅱ 教育行政の推進

- ◆ 教育は、日本国憲法や教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき、人格の完成を目指し、個性を尊重し、個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、国家や社会の形成者である国民を育成することを使命としています。この使命は、いかに時代が変わろうとも変わることはありません。
- ◆ 子どもたちの「生きる力」を育むため、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことをめざすとともに、安全・安心で快適に学べる環境の整備に努めます。
- ◆ 子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、子育てを町全体で支援する取組を進めるとともに、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援や援助に努めます。

Ⅲ 学校教育の充実

- ◆ 学校評価を基にした学校経営の PDCA サイクルの充実・改善を推進するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を推進します。
- ◆ 児童生徒の学びをより充実させるため、「さつまの3構え」を基に、児童生徒が自ら課題をもち、学習に取り組む環境と雰囲気づくりに努めます。
- ◆ 学力向上に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための指導法改善に努めます。
- ◆ 子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性や心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を育成する教育を推進します。
- ◆ 社会的・職業的自立に向けて、必要となる基礎的・汎用的な能力の更なる育成を図ります。
- ◆ 不登校児童生徒の解消に向け、スクールソーシャルワーカー・教育相談員を積極的に活用するとともに、教育支援センターや地域・関係機関等との連携の強化を図ります。

- ◆ インクルーシブ教育の理念を踏まえつつ、特別な支援が必要な児童生徒を支える校内支援体制、地域支援体制の更なる向上を図ります。
- ◆ 福祉関係部局との連携や特別支援教育支援員の活動強化等により、特別支援教育の充実を図ります。
- ◆ 児童生徒が主体的に学ぶことを身に付け、学びに向かう力を習得し、「個別最適な学び」「協働的な学び」と補完しあう探究学習の推進に努めます。
- ◆ 児童・生徒がＩＣＴを活用して、自ら目標を設定し、学習方法を自ら選択、自己評価できるよう教育のＤＸを推進します。
- ◆ 町内１中学校であることを踏まえ、小学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、児童の人間関係や経験を広げるなど中学校へのスムーズな接続を図る小・小連携の充実に努めます。
- ◆ 学校施設の計画的な整備を図り、教育環境の充実を図ります。

※ インクルーシブ教育

障害や病気の有無、国籍や人種、宗教、性別といったさまざまな違いや課題を超えて、全ての子どもたちが同じ環境で一緒に学ぶ教育のこと。

IV 地域の教育資源を生かした教育活動の推進

- ◆ 「さつまっ子チャレンジ教室」(イングリッシュキャンプ)や「ふるさと発見プロジェクト」、「さつまカルタ」等の地域の個性を生かした「さつま学」を推進することで、特色のある教育環境づくりに努めます。
- ◆ 「ふるさと さつま町」のよさを発見・発信することで、郷土のよさを見つめ直し、郷土愛の醸成に努めます。
- ◆ これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、「さつま町が目指す15歳の姿」を見据えたキャリア教育の推進に努めます。

V 薩摩中央高等学校との連携

- ◆ 小中高連携研究会を通じ、教員の情報交換や主に学力向上に向けた研修活動の充実を図ります。
- ◆ 薩摩中央高等学校振興対策協議会を中心に、中学生の進路希望等の現状を把握・分析し確かな募集定員確保のための支援に努めます。

また、農業分野や福祉分野など特色のある学科が設置されていることから、地域との交流や行事への参画など、特色ある学校づくりを支援し、「行

きたい高校」、「目指す進路」となるよう、学校・企業・関係機関等と連携した取組を推進します。

VI 学校給食の充実

- ◆ 学校給食は、地域の伝統的な食文化や、食に関わる人々への感謝、食料の生産・流通・消費などを学ぶことができる「生きた教材」です。
- ◆ 学校における食に関する指導は、「各教科等における食に関する指導」「給食の時間における食に関する指導」「個別的な相談指導」など学校教育活動全体を通じて行います。
- ◆ 子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるために学校や家庭、地域において、あらゆる機会を通じて「早ね・早おき・朝ごはん」運動の展開に努めます。
- ◆ 地元産食材を積極的に活用しながら、安全安心で近年の食生活・食文化に対応すべくバランスの取れた献立の提供に努めるとともに、給食指導については、栄養教諭等との連携を図りながら、学校の年間指導計画を工夫するなど、より効果的な取組を進めます。
- ◆ 給食センターの運営や調理作業の効率化を図るため、施設の改善を含めた機械設備の計画的な整備に努めます。
- ◆ 食材購入に当たっては、関係機関との連携を図り、地元産品の消費拡大を進めるため優先的使用に努めます。

I 幼児教育の充実	
1 就学前教育の充実	
	[主要施策]
(1)	就学時健診における保護者、こども課、幼稚園、保育所、小学校との連携や情報の提供
(2)	幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携やその児童に関する情報の共有化
(3)	各種検診や相談業務に関する積極的な情報発信
II 教育行政の推進	
1 開かれた教育委員会運営の推進	
	[主要施策]
(1)	教育委員会会議及び教育関係委員会等の充実
	ア 定例教育委員会の開催
	イ 自己評価・事務事業評価、外部評価の実施
	ウ 議会への委員会報告と情報公開
(2)	教育行政情報の提供、収集
	ア 研修視察等の受入
	イ 研修会への参加及び研修視察等の実施
(3)	町民参加・協働で進める教育行政の推進
	ア 教育行政に関する説明会の開催
	イ 広報さつま、町ホームページ等による情報発信
2 教育行政の計画的で効果的施策等の推進	
	[主要施策]
(1)	教育振興基本計画及び教育関係各種計画の進行管理
	ア 第3次さつま町教育振興基本計画の進行管理及び事業の推進
	イ 各年度における「教育行政の概要」の策定
	ウ 総合振興計画実施計画に基づく事務事業評価の実施
(2)	町長部局との横断的な教育施策の連携
	ア 総合教育会議の開催
	イ 町長、議会議員、学校、各種委員等との積極的な情報交換会の開催

3 さつま町学校教育の在り方について検討

【重点施策】

(1) さつま町立小中学校のこれからの在り方について検討、協議

ア 児童生徒が教育を受けるための望ましい教育環境の整備

イ 地域と連携した学校づくり

【主要施策】

(1) 第3次小学校再編計画に関する必要性の有無を含めた検討、協議

4 再編小・中学校の学校運営におけるフォローアップの強化

【重点施策】

(1) 小学校・中学校再編後の学校運営の円滑な推進

ア 学習環境の整備、充実

イ 通学優先バス（通学優先バス、路線バス）の円滑な運行と安全対策の推進

5 安全で安心して学べる学校施設及び環境の整備

【重点施策】

(1) 学校教育の情報化環境の構築

ア G I G Aスクール構想の確実な推進（環境整備）

イ オンライン等 I C T による学習機会の創出及びネットワーク環境の更なる改善

ウ I C T 支援員による教職員の I C T 授業支援

エ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

【主要施策】

(1) 学校施設長寿命化計画に基づく事業の推進

(2) 学習環境、学校職場環境の計画的な環境整備

ア 学校施設の危険箇所、老朽箇所等の定期的な点検と改善

イ 学校トイレの環境整備の推進（快適化、洋式化）

ウ 学校施設照明等の L E D 化の推進

エ 誰一人取り残さない学びの保障

(3) 通学路交通安全プログラムに基づく点検及び計画的な事業の推進

ア 学校、各関係機関との連携による通学路安全点検の実施

イ 通学路点検結果に基づく計画的な整備

(4) 教職員住宅の管理及び計画的な整理

ア 教職員住宅の適切な管理と計画的な整理

		イ 学校との連携による教職員の町内居住の促進
	(5) 町奨学資金貸付制度の充実	
		ア 奨学資金事業の周知、広報の徹底
		イ 若者の定住促進につながる新たな償還支援制度の構築
Ⅲ 学校教育の充実		
1 開かれた学校の教育課程		
	【重点施策】	
	(1) 学校評価を基にした学校経営のPDCAサイクルの充実・改善	
	(2) 学校、家庭、地域の緊密な連携の推進	
	(3) 日頃の教育活動の情報発信や評価結果の公表	
2 自己実現を図るための学習者主体による確かな学力の育成		
	【重点施策】	
	(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現	
		ア 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
		イ 「活用する力」を育成する指導の工夫・改善
		ウ さつま学びのイノベーションプロジェクト（SMIP）の充実
	(2) 英語教育の充実（英語スキットコンテストの実施、積極的な英検受検）	
	(3) 家庭学習の習慣化、充実（さつまタイムの実践）	
	【主要施策】	
	(1) 確かな学力の定着	
		ア 基礎的・基本的な力の確実な定着
		(ア) 「読み・書き・計算」等の基礎学力の定着
		(イ) 授業ラスト10分の充実
		(ウ) 「さつまの3構え」（物構え・身構え・心構え）の取組の充実
		イ 個に応じたきめ細かな指導の充実
		ウ 少人数指導・複式学習指導の充実
3 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進		
	【重点施策】	
	(1) 全職員で進める人権教育（「Mom」【見つめる・思いをめぐらす・向き合う】の姿勢で寄り添う人権教育）	
	(2) 防災教育の充実	
	(3) 生徒指導の充実（いじめ・不登校児童生徒への積極的対応）	

		ア	いじめや不登校などへの組織的な対応の充実
		イ	情報モラルに関する指導の強化
		ウ	虐待などの問題への対応
		エ	構成的グループエンカウターの計画的な実施
		オ	魅力ある学校づくり
	(4) 読書活動の推進		
		ア	「さつま 読書のすすめ」の活用
		イ	「さつまっ子 読書奨励賞」の推進
	(5) 自己肯定感を高める取組の充実		
	【主要施策】		
	(1) 心の教育の充実		
		ア	道徳教育の充実
		イ	体験活動の充実
	(2) 人権同和教育の充実		
		ア	人権同和教育の視点に立った授業の実施（人権尊重の態度と実践力の育成）
		イ	人権感覚を育む参加型学習の推進
	(3) 健康教育の推進		
		ア	「早ね、早おき、朝ごはん」運動の推進
		イ	こども課との連携（歯と口腔の健口「フッ化物洗口」推進事業）
	(4) 気力・体力・運動能力の向上		
		ア	「体力・運動能力調査」の実施
		イ	教科体育における指導の充実
		ウ	「一校一運動」・教科外体育の充実
		エ	「チャレンジかごしま」への取組推進
4 多様化するニーズや社会の変化に対応した教育の推進			
【重点施策】			
(1) キャリア教育の充実			
【主要施策】			
(1) 各種教育の推進			
	ア	国際理解教育の推進	
	イ	環境教育（環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全に取り組む教育）	

	ウ	福祉教育・ボランティア教育
	エ	主権者、消費者教育（消費者として、安心して安全で豊かな消費生活を営むための教育）
	オ	産業教育（農・工・商業などに従事するために必要な知識、技能を習得させる教育）
	(2)	外国人児童生徒への対応
	ア	学習環境の整備と支援
	イ	多言語教育・国際社会教育の推進
5 特別支援教育の充実		
【重点施策】		
(1)	特別支援教育の充実（全職員で進める特別支援教育、信頼関係の構築）	
	ア	個に応じた指導方法の工夫改善
	イ	特別支援教育についての理解と啓発の推進
	ウ	専門機関・関連部署との連携強化、幼保小連携の推進
	エ	障がいのある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識
	オ	交流及び共同学習の積極的な推進
(2)	インクルーシブ教育における合理的配慮の提供	
(3)	相談・支援体制の充実	
	ア	早期からの教育相談・就学相談体制の確立
	イ	特別支援教育に携わる教職員の研修の充実
(4)	通級による指導の充実	
6 信頼される学校づくりの推進		
【重点施策】		
(1)	安全・安心な学校づくり	
	ア	安全点検の徹底
	イ	「学校安全の日」の継続実施
	ウ	地域と連携した安全指導の推進
(2)	地域に開かれた特色ある学校づくりの推進	
	ア	学校課題の明確化と経営方針の具体化
	イ	積極的な情報発信と学校関係者評価の実施
	ウ	土曜授業の取組の充実
	エ	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の充実
(3)	教職員の資質・指導力の向上と働き方改革の推進	

	ア	信頼される学校づくり
		(ア) 「信頼される学校づくりのための委員会」の充実
		(イ) 服務指導の徹底
	イ	校内・校外における教職員研修の充実
	ウ	授業力向上に向けた取組の推進
	(4)	教職員の働き方改革の推進
7 学習者主体による探究学習の推進		
	【重点施策】	
	(1)	小・中7年間を通じた探究学習の実施
	ア	さつま発「さつま未来クエスト」の実施
	イ	自発的な学びを育む探究学習を進める環境づくり
8 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進		
	【重点施策】	
	(1)	1人1台端末等の効果的な活用
	ア	ICT教育支援員による授業サポート
	イ	導入アプリの積極的な活用
	(2)	情報モラル教育の充実
	ア	啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣
	イ	フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発
	ウ	情報モラル・個人情報保護等情報管理の徹底
	(3)	教員のICTを活用した教育の充実
	ア	ICT教育支援員の学校派遣による授業改善の充実
	イ	教育機器を活用した分かりやすい授業の展開
	ウ	教職員への研修の充実
	エ	論理的思考力を高めるプログラミング教育の充実
	【主要施策】	
	(1)	教育データ等の効果的な活用
	ア	校務支援システムを活用した支援体制の充実
	イ	教員相互の情報共有や効率的な成績処理
	(2)	学校における情報セキュリティの確保

9 校種間及び学校間連携の充実	
【重点施策】	
(1)	中1ギャップ等の解消
(2)	小学校合同のイベント・授業等の実施
	ア 陸上記録会・水泳記録会・スキットコンテスト等での交流
	イ オンライン授業等の実施
	ウ 探究学習における成果発表会・情報共有
(3)	幼・保・小・中・高連携教育の推進
	ア 小中高連携研究会の充実した研修の推進
	イ 小・中学校のスムーズな接続
	ウ 幼・保・小・中・高連携による児童生徒の育成
(4)	宮之城中学校の円滑・充実した教育活動の推進（信頼に應える学校）
IV 地域の教育資源を生かした教育活動の推進	
1 探究心あふれる SATSUMA のさつまっ子	
【主要施策】	
(1)	「さつま町が目指す 15 歳の姿」に向けた教育活動の推進 「夢を抱き、自ら未来を切り拓く力を備えた子」
(2)	さつまっ子チャレンジ教室（イングリッシュキャンプの充実）
(3)	「さつまカルタ」の活用
(4)	「ふるさと発見プロジェクト」による郷土のよさの発信
(5)	郷土芸能・文化を生かした教育の充実
V 薩摩中央高等学校との連携	
1 小・中・高連携教育の推進	
【主要施策】	
(1)	教職員の情報交換や学力向上など、研修活動の充実
2 高等学校振興対策の強化	
【主要施策】	
(1)	生徒獲得のための支援と情報発信
(2)	地域や企業、各種団体等との交流の促進
(3)	特色ある学校づくりと地域に根ざした魅力あふれる学校づくり

Ⅵ 学校給食の充実

1 安全安心な学校給食の提供

【重点施策】

(1) 安全安心な学校給食の提供

- ア 安全な食材の確保
- イ 衛生管理の徹底
- ウ 食物アレルギー対応給食の提供

(2) 学校給食における地産地消の推進

- ア 町内産品の優先購入と地元産米による米飯給食の実施
- イ 地域の食材を活用した学校給食の推進

(3) 学校給食費の保護者負担の軽減

[主要施策]

(1) 学校給食法に基づく目標の推進

- ア 適切な栄養摂取による健康の保持増進
- イ 正しい食生活と望ましい食習慣への理解促進
- ウ 健全な食生活を営むことができる判断力の養成
- エ 食生活から自然の恩恵や生産者への感謝と生命の尊重
- オ 伝統的な食文化や食糧の生産、流通及び消費に対する理解促進
- カ 学校生活を豊かに育む社交性や共同の精神の醸成

(2) 食育に関する指導の充実

- ア 食育に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成
- イ 栄養教諭による食育に関する指導の充実

(3) 学校給食センターの管理・運営の推進

- ア 安全安心な給食の提供・推進
- イ 経営の健全化の推進
- ウ 施設管理の充実

(4) 災害時学校給食の充実

- ア 災害対策としての非常食確保

★ 教育基本項目 ★

Ⅰ 家庭教育の推進

- 1 家庭教育学級や講座等の推進
(あらゆる機会における意識啓発と学ぶ機会の拡充)
- 2 P T A活動の推進・充実
- 3 子どもの睡眠と脳を守る！我が家のルール7か条の推進
- 4 子どもの読書活動の推進
- 5 家庭教育に関する相談体制の充実

Ⅱ 青少年の健全育成

- 1 学校・地域団体との連携及び「さつまっ子の日」を中心とした健全育成の体制整備
- 2 さつま町の資源を活かした体験学習の推進による青少年の育成
- 3 青少年クラブの育成と自主的活動の推進
(個性豊かでたくましい青少年の育成)
- 4 非行防止体制の充実

Ⅲ 生涯学習の推進

- 1 魅力ある生涯学習講座の開設及び生涯学習環境の充実
- 2 区公民館及び公民会活動の充実
- 3 社会教育団体の育成
- 4 学習成果還元の世界や場の充実
- 5 人権意識の高揚を図る取組の充実
- 6 図書事業の充実
- 7 社会教育施設の改修と有効利用の促進

1 教育基本施策の方向性

Ⅰ 家庭教育の推進

- ◆ 家庭教育学級や諸講座、研修会などの機会を通じて、町全体で家庭教育を支えるための意識啓発の推進を図ります。
- ◆ 学校、教育・保育施設等と連携し、乳幼児学級や家庭教育学級を開設し、家庭教育の役割や子育ての重要性について、認識を高める機会の拡充を図ります。また、保護者が集まる機会を活用し、学童期子育て支援講座や思春期子育て講座の実施に努めます。

Ⅱ 青少年の健全育成

- ◆ 学校・子ども会・P T A・青少年団体・ボランティア団体及び青少年育成町民会議等との連携を一層強化するとともに、「さつまっ子の日」を中心とした青少年育成活動の定着を図り、地域ぐるみで、幼児・児童生徒、青少年の健全育成を支える体制構築に努めます。

- ◆ さつま町の自然・文化・人材等の資源を活かした体験活動を実施、推進します。
- ◆ ジュニアリーダークラブや青年団などの活動を支援し、青少年の地域行事への参加など自主的な活動の促進を図ります。また、同クラブの活動内容を周知するため、部活動紹介を活用するなど、学校と連携した取組を進めます。
- ◆ 地域団体と連携し、地域に根ざしたボランティア活動を実施し、青少年の健全育成を図ります。

Ⅲ 生涯学習の推進

- ◆ 町民の学習意欲を喚起し、生涯学習への関心を一層高めるため、広報活動に努め、社会教育関係団体等と連携・協力して学習講座の開催に努めます。
- ◆ 社会教育団体や地域で活躍する人材（有志指導者）の育成及び活動支援を充実し、地域の活性化に努めます。また、地域の高齢者や人材を活用し、地域の自然・歴史・文化を学ぶ講座など、学習活動をまちづくりに活かすための講座の調査研究に努めます。
- ◆ 地域ネットワークの拠点となる区公民館及び公民会の地域活動を支援するとともに、出前講座の実施により、地域における学習機会の拡充を図ります。また、学校運営協議会と連携・協働したコミュニティ・スクールを形成することをとおして、地域活動を推進、支援します。
- ◆ 学習成果の還元を図るために、情報提供や活動場所の提供、交流機会の創出、ネットワーク構築への支援などを推進し、また、町民大会を開催し、学習成果の還元及び波及を図ります。
- ◆ 生涯学習等の成果を地域活動や地域づくりに還元するためのシステムを構築し、参加者から支援者、指導者へと移り変わり、人材バンクへの登録や地域や学校での活用による生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。
- ◆ 屋地楽習館や鶴田中央公民館、こども図書館の蔵書の充実や連携した検索、貸出業務の利便性の向上を図るとともに、施設の整備充実について検討を進めます。

I 家庭教育の推進	
1	家庭教育学級や講座等の推進（あらゆる機会における意識啓発と学ぶ機会の拡充） 【重点施策】 (1) 各種講座、研修会等の開催 (2) 教育・保育施設、学校との連携による乳幼児学級や家庭教育学級の開設 (3) 地域ぐるみで子育てを支える環境づくりのための啓発
2	P T A 活動の推進・充実 【主要施策】 (1) P T A 活動の推進・充実
3	子どもの睡眠と脳を守る！我が家のルール7か条の推進 【主要施策】 (1) 「早ね・早おき・朝ごはん」運動の推進 (2) ネット・ゲーム依存症防止対策支援の充実
4	子どもの読書活動の推進 【主要施策】 (1) ブックスタート事業やおはなしの部屋等による心豊かな子どもづくりと子育て支援 (2) 読書感想文・感想画コンクールの開催 (3) 「1日20分読書」運動の推進
5	家庭教育に関する相談体制の充実 【主要施策】 (1) 家庭教育に関する相談体制の充実
II 青少年の健全育成	
1	学校・地域団体との連携及び「さつまっ子の日」を中心とした健全育成の体制整備 【重点施策】 (1) 「さつまっ子の日」の推進
2	さつま町の資源を活かした体験学習の推進による青少年の育成 【主要施策】 (1) さつま町の自然・人材等を活かした体験学習の推進（さつまふるさと体験塾等）

	3	青少年クラブの育成と自主的活動の推進（個性豊かでたくましい青少年の育成）
		〔主要施策〕
		(1) 青少年が健やかに育つ地域の教育環境の充実
		(2) 子ども会、ジュニアリーダークラブ、青年団等の育成及び自主的活動の支援
		(3) 青少年交流事業の充実
	4	非行防止体制の充実
		〔主要施策〕
		(1) 各関係機関・団体等との連携した見守り活動、非行防止体制の充実
		(2) 有害図書から守るための関係機関との連携
	Ⅲ 生涯学習の推進	
	1	魅力ある生涯学習講座の開設及び生涯学習環境の充実
		【重点施策】
		(1) 社会教育関係団体等との連携・協力した魅力ある生涯学習講座の開設
		(2) 高齢者学級等の充実
	2	区公民館及び公民会活動の充実
		【重点施策】
		(1) 区公民館及び公民会の地域活動の支援
		(2) 時代に即した自治活動の再考
		(3) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と連携した地域学校協働活動の推進
	3	社会教育団体の育成
		〔主要施策〕
		(1) PTA、女性団体、青年団、子ども会等の活動の推進・充実
	4	学習成果還元のお機ゐや場の充実
		〔主要施策〕
		(1) 各種大会等における学習発表機ゐの充実
		(2) 生涯学習講座等指導者の発掘、育成（人材バンク等の充実）
	5	人権意識の高揚を図る取組の充実
		〔主要施策〕
		(1) 関係機関等と連携・協力した広報啓発活動の推進
		(2) 高齢者、PTA、地域住民、児童生徒等を対象とした人権同和教育学習講座の開講

	(3) 人権フェスタの開催
6	図書事業の充実
	[主要施策]
	(1) 図書室の機能充実と利用促進に向けた在り方の検討
	(2) 学校図書室、県立図書館との連携による取組推進
	(3) 読書グループの育成
	(4) 視聴覚ライブラリーの活用促進
	ア 学習情報の収集と提供
	イ 視聴覚教育機材・教材の整備充実と活用促進
7	社会教育施設の改修と有効利用の促進
	[主要施策]
	(1) 社会教育施設の総合的、計画的な活用の促進
	(2) 社会教育施設の充実に向けた在り方の検討

★ 教育基本項目 ★

- I スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進
 - 1 各種大会、教室内容等の充実
 - 2 ニュースポーツの普及促進
 - 3 地域スポーツコーディネーターの育成
 - 4 多世代参加型スポーツ活動の支援
 - 5 部活動の地域クラブ活動への移行に向けた環境整備
- II 競技力の向上と団体等の育成・支援
 - 1 競技スポーツ教室等の開催
 - 2 県民スポーツ大会や全国大会等出場選手の支援
 - 3 町スポーツ協会等との連携強化
 - 4 スポーツ少年団指導者育成の強化
 - 5 スポーツ合宿の施設利用の充実
- III スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進
 - 1 スポーツ少年団指導者、保護者の研修
 - 2 適切な活動のための環境整備
- IV 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進
 - 1 利用者ニーズの把握と効率的運営
 - 2 既存施設の有効活用

1 教育基本施策の方向性

I スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進

- ◆ 各種スポーツ大会や教室、講座等の内容・運営方法等をより一層改善・工夫し、多様化するスポーツニーズへの対応と参加者の拡充に努めます。
- ◆ 健康づくりのスポーツ活動に対応するため、ウォーキングやジョギング、ニュースポーツなどの軽スポーツの普及に努めます。
- ◆ 町民が気軽にスポーツに触れ、楽しめるよう、地域におけるスポーツ行事やスポーツ同好会、スポーツ少年団等の活動の支援に努めます。
- ◆ 地域のころばん会、サロン等の場を活用し、生涯スポーツとしてのニュースポーツの普及を図り、町民の健康づくりの支援に努めます。
- ◆ 町民や地域のスポーツ活動をコーディネートし、支援する指導者の育成を図り、町民の健康づくり、体力づくりの促進活動の充実に努めます。
- ◆ 総合型地域スポーツクラブなど多世代参加型のスポーツ活動を推進し、様々な年齢層のスポーツ交流を通して、元気で活力のあるまちづくりに努めます。

Ⅱ 競技力の向上と競技団体の育成・支援

- ◆ 町スポーツ協会や競技専門部会との連携・協力体制を強化・充実し、スポーツ団体の育成、競技力向上の支援に努めます。
- ◆ スポーツ少年団や部活動における指導力向上のため、指導者育成の強化に努め、競技スポーツの競技力向上につながるよう努めます。
- ◆ 県民スポーツ大会や県下一周駅伝等で、地区代表として出場する選手への援助や、各種競技の九州・全国大会へ出場する選手・団体への援助を行い、競技力向上の支援に努めます。
- ◆ 競技スポーツ教室の開催やスポーツコンベンションによるスポーツ合宿等の機会を活用したスポーツ交流により競技力の向上を図ります。
- ◆ 特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」を一過性のスポーツイベントに終わらせず、開催を契機として町民の積極的なスポーツ活動への参加やスポーツ水準の向上など、広くスポーツを普及・振興し、町民の健康増進や体力向上を図り、スポーツを生かした地域づくりの推進を図ります。

Ⅲ スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進

- ◆ 指導者や保護者の研修を通じ、「心身ともに健全で、子どもらしい明るい表情を持った元気な子どもに育てる」基本理念の意識付けを図るとともに、活動の7つの心得※を念頭に置いたスポーツ少年団活動の推進を図ります。
- ◆ スポーツ活動一辺倒の少年団活動や、勝利至上主義の指導などを見直し、主役である団員たちにとって、よりよい活動ができるような環境整備に努めます。

※ 7つの心得

- 1 子どものスポーツは「遊び」であり、それは「楽しく」なくてはなりません。
- 2 子どものスポーツで最も大切なことは、友達と一緒にプレーすることです。
- 3 すべての子どもに同じ時間プレーさせてあげてください。
- 4 子どもたちに勝ちと負けの両方を学ばせてください。
- 5 対外試合より、クラブでの練習を！
- 6 子どものスポーツバラエティに富んだ活動が大切！
- 7 子どもにとっての「楽しいスポーツ」をいっしょにつくりあげていきましょう！

Ⅳ 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進

- ◆ より多くの町民が、健康づくり、体力づくりの場として、あるいは競技力向上のために社会体育施設を活用できるよう、利用者ニーズを把握し、効率的な施設運営と計画的な維持管理に努めます。
- ◆ 学校開放による体育施設を地域スポーツ活動の拠点として、地域社会体育の促進が図られるよう、既存施設の有効活用に努めます。

- ◆ スポーツコンベンションによるスポーツ合宿等の受入体制充実のため、施設利用面での取組を促進し、利用者満足度の向上を図ります。

2 教育基本施策・教育基本項目に基づく施策

教育施策

I スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進	
1	各種大会、教室内容等の充実（町民総参加によるスポーツ活動の推進による運動機会の創造） 【重点施策】 (1) 多様化するスポーツニーズに対応した各種大会の見直し
2	ニュースポーツの普及促進 【主要施策】 (1) 気軽に楽しめる健康づくりのためのニュースポーツの普及推進
3	地域スポーツコーディネーターの育成 【主要施策】 (1) スポーツ推進委員の定期的な研修会等による資質向上
4	多世代参加型スポーツ活動の支援 【主要施策】 (1) スポーツを通じた健康づくりと体力の向上 (2) 第2期マイライフ・マイスポーツ運動の推進 (3) 各種イベントを通じた健康づくりの普及促進 (4) 各種スポーツ大会の開催と町民参加の推進
5	部活動の地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 【主要施策】 (1) 学校とスポーツ協会等が連携し、地域クラブ活動を担えるよう環境づくりを推進
II 競技力の向上と団体等の育成・支援	
1	競技スポーツ教室等の開催 【重点施策】 (1) 各種競技大会の積極的な誘致 (2) トップアスリートやスポーツ選手、プロスポーツ団体等の招致によるスポーツ教室等の開催 (3) 国体開催を契機に「ラグビーのまちさつま町」を継続してPRするためのラグビー教室の開催

2	県民スポーツ大会や全国大会等出場選手の支援
	【重点施策】
	(1) スポーツ振興及び各種大会出場選手等への支援、充実
3	町スポーツ協会等との連携強化
	【主要施策】
	(1) 多様な町民ニーズに応えるスポーツ大会の開催
4	スポーツ少年団指導者育成の強化
	【主要施策】
	(1) 指導者講習会、研修会等への参加による指導者の育成、支援
5	スポーツ合宿の施設利用の充実
	【主要施策】
	(1) スポーツ施設等の適切な管理と安全で快適な利用施設の充実
Ⅲ スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進	
1	スポーツ少年団指導者、保護者の研修
	【主要施策】
	(1) スポーツ少年団指導者等の資質向上
	(2) スポーツ少年団組織の充実と望ましい団活動の支援
2	適切な活動のための環境整備
	【主要施策】
	(1) スポーツ施設の利用環境の充実と活動支援
Ⅳ 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の促進	
1	利用者ニーズの把握と効率的運営
	【主要施策】
	(1) 時代のニーズに応じた社会体育施設の効率的・計画的な運営
2	既存施設の有効活用
	【主要施策】
	(1) 社会体育施設の総合的、計画的な活用の推進

★ 教育基本項目 ★

I 芸術文化の創造と郷土文化の継承

- 1 文化施設の整備
- 2 国指定史跡宮之城島津家墓所の活用
- 3 芸術文化の鑑賞及び活動機会の提供
(芸術文化の創造と地域性豊かな文化づくりの推進)
- 4 文化施設等の管理と充実
- 5 郷土の文化財の保存と活用
(歴史民俗資料館施設の活用と充実)
- 6 文化財ボランティアの育成と活躍の場の創出
- 7 伝統的工芸品の伝承活動の促進
- 8 民俗芸能(郷土芸能)の保存及び伝承

1 教育基本施策の方向性

I 芸術文化の創造と郷土文化の継承

- ◆ 市民の芸術文化への認識を高めるため、「さつま美術展」の開催や「みやんじょ吹奏楽フェスタ」、舞台芸術等の鑑賞機会の提供に努めます。
- ◆ 地域の文化団体との連携を密にし、活発な活動ができるよう支援に努めます。
- ◆ 民俗芸能(郷土芸能)保存事業の活用の周知と併せ、発表の場の確保等により民俗芸能(郷土芸能)伝承活動の支援に努めます。
- ◆ 宮之城文化センターの大規模改修について協議、内容検討を進めます。
- ◆ 文化財ボランティアの育成と併せ、学校や地域の学習機会などを捉え、積極的な活動を行えるよう活躍の場の創出に努めます。
- ◆ 指定文化財については、所有者の協力を得ながら、適正な管理に努めます。
- ◆ 埋蔵文化財については、遺跡の歴史的意義を明確にしながら保存に努めます。
- ◆ 宮之城歴史資料センターは、県立北薩広域公園歴史ゾーンの整備と併せ、連携したイベント等の実施に努めます。

また、周遊ルートにあたる宮之城島津家墓所については、国指定史跡として指定されたことから積極的な情報発信に努め、魅力ある歴史・観光スポットとしての拠点づくりに努めます。

- ◆ 歴史的に貴重な永野金山跡地について、文化・産業遺産としての有効活用に努めます。
- ◆ 宮之城人形、鶴田和紙、薩摩切子など伝統的工芸品の保存伝承に努めます。

2 教育基本施策・教育基本項目に基づく施策

教育施策

I 芸術文化の創造と郷土文化の継承	
1 文化施設等の建設	
	【重点施策】
	(1) 文化施設等の大規模改修に向けた協議、検討
2 国指定史跡宮之城島津家墓所の活用	
	【重点施策】
	(1) 宮之城島津家墓所の魅力情報発信
	(2) 国指定史跡自治体と連携した歴史探訪拠点づくり
3 芸術文化の鑑賞及び活動機会の提供（芸術文化の創造と地域性豊かな文化づくりの推進）	
	【主要施策】
	(1) 郷土学習「さつま学」の推進
	(2) 全町民を対象とした芸術鑑賞機会の提供
	(3) 絵画を中心とした美術活動の推進
	(4) 吹奏楽をはじめとする音楽活動の推進及び奨励
4 文化施設等の管理と充実	
	【主要施策】
	(1) 国・県・町指定文化財の保存と活用
	(2) 埋蔵文化財の調査と保護
	(3) 老朽化した施設の適切な維持管理と計画的な改修
5 郷土の文化財の保存と活用（歴史民俗資料館施設の活用と充実）	
	【主要施策】
	(1) 歴史民俗資料館施設の管理運営と利用促進
	(2) 収蔵資料の適切な管理・保存と活用
	(3) 特別展・企画展の開催

	(4) 歴史資料等の調査研究と活用
6	文化財ボランティアの育成と活躍の場の創出
	[主要施策]
	(1) 芸術文化団体の育成と支援
	ア 文化団体の育成と連携
	イ 文化財保護団体への活動支援
	ウ 郷土史研究グループの育成と連携
	エ 文化財ボランティアの育成
7	伝統的工芸品の伝承活動の推進
	[主要施策]
	(1) 郷土の文化を継承する伝統的工芸品の保存伝承
8	民俗芸能（郷土芸能）の保存及び伝承
	[主要施策]
	(1) 各地域に古くから伝わる民俗芸能（郷土芸能）の保存伝承

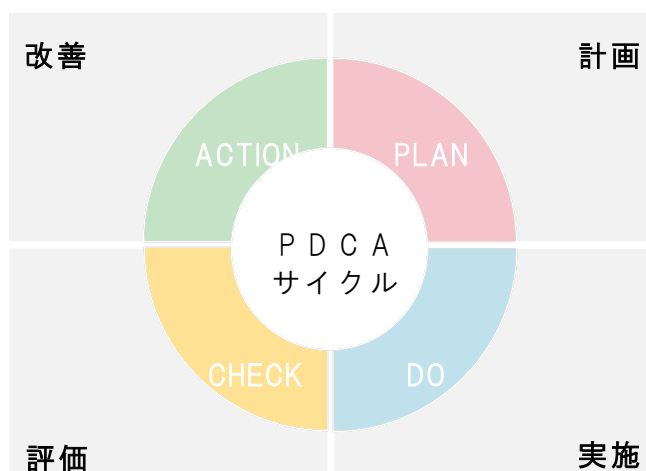
○ 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、町長と教育委員会で構成する「さつま町総合教育会議」での協議のほか、関係各課と十分に協議・調整を行い、教育大綱の基本理念の実現に向けた取組を推進します。

また、本計画に基づき、毎年度策定する「教育行政の概要」において、当該年度における施策や事務事業を明らかにするとともに、取組結果については、「教育委員会の事務に関する点検評価報告書」として毎年度作成します。

さらに、「教育に関し学識経験を有する者からの知見と活用」による外部評価を行い、外部評価委員の意見等を付して議会に提出するとともに、町ホームページで公表します。

施策の点検・評価・見直し本計画を確実に推進するため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）により、計画の進行管理を行います。



点検・評価・見直しの中で取組内容の見直しや新規事業の企画・立案などを行います。

なお、本計画は計画の進捗状況のフォローアップの結果や社会環境の変化等の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととします。

○ 資 料

☆ さつま町立小・中学校の学校再編経過

(1) 本町の学校再編の状況

再編前学校数 14 小 4 中

町学校規模適正化基本計画		
H28 年 4 月	盈進小（白男川小・泊野小・盈進小・平川小） 柏原小（柊野小・柏原小・紫尾小）	9 小 4 中へ
H31 年 4 月	宮之城中（山崎中・宮之城中・鶴田中・薩摩中）	9 小 1 中へ
第二次町学校規模適正化基本計画		
R 4 年 4 月	鶴田小（流水小・鶴田小）	8 小 1 中へ
R 6 年 4 月	薩摩小（求名小・永野小・中津川小）	6 小 1 中へ

(2) 通学手段について

1 通学方法

通学に利用できる民間路線及びコミュニティバス・乗合タクシーを優先して利用する。

運行便数は、登校 1 便、下校 2 便とする。

2 費用負担

全額町負担とする。

さつま町教育振興基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本町の実情に応じた教育振興の施策に関する基本計画を検討するため、さつま町教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、さつま町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）から諮問された事項を審議し、その結果を教育長に答申する。

（組織）

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育について、識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

3 委員の任期は、委員会における審議結果を教育長に答申するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会長は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他会長が適当と認める者を会議に出席させ、関係事務について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第7条 この告示に定められたもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

第3次さつま町教育振興基本計画検討委員会経過記録

令和6年度	
1	教育振興基本計画策定に係るアンケート調査の内容等についての審議・決定 (定例教育委員会)
2	アンケート調査の実施(WEBの活用) 令和6年8月～9月 【幼稚園・保育園】 保護者、園長、教諭 【小学校】 小学生の保護者、小学校5・6年生児童、小学校長、教諭 【中学校】 中学生の保護者、全学年の中学生、中学校長、教諭 【その他】 各区公民館長、民生委員、社会教育委員、議会議員等
第1回検討委員会 令和6年8月27日(火) ア 委嘱状交付 イ 会長、副会長の選出 ウ 教育大綱及び教育振興計画策定の考え方について エ 策定スケジュールについて オ アンケート調査の状況について	
第2回検討委員会 令和6年10月18日(金) ア 教育振興基本計画(原案)の説明について イ アンケート調査の結果について ウ 意見交換	
中学生との意見交換会 令和6年11月20日(水) 中学生参加者:新旧生徒会役員13名 ア 教育振興基本計画(原案)の説明について イ 意見交換	
さつま町総合教育会議 令和6年11月29日(金) さつま町教育大綱(案)審議(町長、教育長、教育委員)	
パブリックコメントの実施 令和6年12月25日(水)～令和7年1月29日(水) さつま町ホームページにて	
第3回検討委員会 令和7年2月7日(金) ア 教育振興基本計画(最終案)に対する意見、要望等の修正及び最終決定	
定例教育委員会 令和7年2月12日(水) ア 教育振興基本計画(最終案)の報告	
第3次さつま町教育振興基本計画製本・印刷配布 令和7年3月～4月	

第3次さつま町教育振興基本計画検討委員会委員

NO	氏 名	所 属	備 考
1	古 里 和 彦	町校長会会長（宮之城中学校校長）	会長
2	石 川 雅 仁	町校長会副会長（柏原小学校校長）	副会長
3	中 須 康 文	薩摩中央高校校長	
4	永 田 智 子	教育・保育施設代表	
5	高 下 清 人	町社会教育委員の会会長、公民館長連絡協議会会長	
6	小椎八重 廣樹	町スポーツ協会会長	
7	圖 師 たつ子	町文化財保護審議会委員	
8	徳 留 昂 子	町PTA連絡協議会女性代表	
9	角 茂 樹	町副町長	
10	古 田 昌 也	商工会青年部代表、保護司	
11	前 園 光 彦	町立太陽福祉センター館長	
12	有 川 美 子	地域福祉推進員	
13	小 倉 博 美	町女性団体連絡協議会代表	
14	市 園 豪	県PTA連合会会長	
15	森 園 恵	（株）日特スパークテックWKS	
16	池 山 大 輔	地域保護者代表	
17	堀之内 力 三	地域保護者代表	
18	森 園 真 也	地域保護者代表、町スポーツ推進委員	
19	小 西 志 保	役場こども課こども支援係	



【発行】 さつま町教育委員会

【編集】 教育総務課

〒895-1803

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

TEL 0996-26-1837（直通）

FAX 0996-53-0007

URL <http://www.satsuma-net.jp>

E-mail kyoui@satsuma-net.jp



令和7年3月発行

持続可能な開発目標「SDGs」

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。



出典:外務省 ジャパンSDGsアクション・プラットフォーム

令和4年9月22日にさつま町はSDGsを推進することを宣言しました。

さつま町教育委員会では、17のゴールに向けて教育活動のなかで取組を進めて参ります。

